

令和3年12月佐川町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 令和3年12月6日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和3年12月6日 午前9時宣告

開 議 令和3年12月6日 午前9時宣告（第4日）

応招議員	1番	齋藤	光	2番	岡林	哲司	3番	山本	和輝
	4番	田村	幸生	5番	橋元	陽一	6番	宮崎	知恵子
	7番	西森	勝仁	8番	下川	芳樹	9番	坂本	玲子
	10番	森	正彦	11番	松浦	隆起	12番	岡村	統正
	13番	永田	耕朗	14番	藤原	健祐			

不応招議員 な し

出席議員	1番	齋藤	光	2番	岡林	哲司	3番	山本	和輝
	4番	田村	幸生	5番	橋元	陽一	6番	宮崎	知恵子
	7番	西森	勝仁	8番	下川	芳樹	9番	坂本	玲子
	10番	森	正彦	11番	松浦	隆起	12番	岡村	統正
	14番	藤原	健祐						

欠席議員 13番 永田 耕朗

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	片岡 雄司	町 民 課 長	片岡 和子
副 町 長	田村 正和	病院事務局長	池内 智保
教 育 長	濱田 陽治	健康福祉課長	岡崎 省治
会 計 課 長	真辺 美紀	教 育 次 長	吉野 広昭
総 務 課 長	麻田 正志	産業振興課長	下八川久夫
チーム佐川推進課長	岡田 秀和	建 設 課 長	池内 伸雄
税 務 課 長	田村 秀明	農業委員会事務局長	山本 清和

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	な し
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和3年12月佐川町議会定例会議事日程〔第2号〕

令和3年12月6日 午前9時開議

日程第1

一 般 質 問

議長（西森勝仁君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は 13 人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、永田議員から欠席の届け出があっております。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第 1、一般質問を行います。

一般質問は通告順とします。

11 番、松浦隆起君の発言を許します。

11 番（松浦隆起君）

おはようございます。11 番、松浦隆起でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

質問に入ります前に一言、申し上げたいと思います。10 月 10 日に執行されました町会議員選挙におきまして 5 期目の当選をさせていただきました。今後 4 年間、さらに勉強を重ね、本町発展の一助となれるよう全力で議員活動に取り組んでまいりたいと思っております。町長初め、執行部の方ともこの議場におきまして真剣な議論をしてまいりたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いをいたします。

また、片岡町長におかれましては、改めまして当選おめでとうございます。今後ともよろしくお願いいたします。

新たに片岡町長が誕生いたしました。私はこれまでの町長に対しての姿勢は榎並谷町長、堀見町長に対してもそうでありましたが、是は是、非は非という立場を貫いてまいりました。私はそれが町長とともにまちづくりを進めていく姿勢なのではないかと考えております。

執行部と議会は車の両輪だとよく例えて言われておりますが、私はその表現には違和感を持っている一人であります。執行部と議会は同じ早さで回る車輪ではなく、議会は時に町執行部の背中を強く押し、事業を進めるアクセル役であり、時に立ち止まることを提言するブレーキ役であるというふうに思っております。その意味から片岡町長の進める施策を大いに後押しをしながら、時にはブレーキ役も務めさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、65 回目となる一般質問、いよいよここから私の 5 期目がスタートいたします。一般質問に入らせていただきます。

1 点目に町長の政治姿勢についてお伺いをいたします。

先ほども申し上げましたが、町長選におきまして、片岡町長が当選をされ、片岡町政がスタートをされております。この 12 月定例会が本格的なスタートになるのではないかと思います。今後 4 年間、佐川町のために、この議場において町長とはしっかりと議論をさせていただきたいと思っております。まずは、その 4 年間のスタートにあたって、町長のまちづくりの考え方について、お聞かせをいただければと思っております。その上で今後、実のある議論をさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

そこでまず、町長の目指すまちづくりのビジョンについて、お伺いをしたいと思います。初日の御挨拶でも申されておりましたが、また、選挙のリーフ等にも書かれておりましたが、「一人ひとりが輝く、明るく元気で、温かいまちづくり」「町民が主役。目指そう元気な佐川町」と。この町長が目指す町の姿に近づけていくために、町長がどういった具体的な取り組みで目指すべき姿に近づけていこうとしておられるのかお聞きしたいと思います。

議会の初日の行政報告において、6 つの実行すべき目標を示されました。この内容を見ますと、総合計画に例えて言えば、実施計画に当たるのではないかと感じました。今日は、ぜひ、この総合計画に例えるならば町長の考えるこの佐川町まちづくりの基本構想に当たるものを教えていただければと思います。榎並谷町長、堀見町長にも御質問をしたことがございますが、例えば子育て支援、また、高齢者支援、文教とそういった一つの柱を立てて、それを中心にまちづくりを進めていく。そして、例えばそのスパンを 4 年、8 年、12 年という形で計画を立て、その間はそれらを中心に予算執行を行い、基本的には目指すまちづくりにそぐわない、それ以外に大きな突発的な予算を要する事業については極力控えていく、そういった基本的な姿勢も必要なのではないかと。そういったことも申し上げたことがございます。そういった点も踏まえた上で、ぜひ町長が目指すこれからの佐川町まちづくり、具体的な町の形についてまずお聞かせをいただければと思います。

町長（片岡雄司君）

皆さん、おはようございます。

松浦議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、私はですね、今回の町長選挙を通しまして、町内をくまなく回らせていただきました。町民の方々が不安を余儀なくされていること、そしてまた、困っていることなどをしっかりとお聞きをしてまいりました。こうしたことから、私は住民の皆様の声のしっかりとお聞きをし、また、少数意見にも耳を傾けるなど住民参画の推進と、協働による行政運営、住民サービスに対応した行政サービスの向上を柱とします1つ目としまして、住民参画の推進と多様な住民ニーズの把握、そして、地域の人材育成と活動支援を柱に町政運営に取り組んでいきたいと考えております。

住民ニーズの多様化や少子高齢化の推進などによりまして、社会情勢の変化に伴い、公共サービスの範囲が拡大しているなかで、住民参画や地域の多様なニーズに対応するため、各地域で地域住民の方々から地域の課題をお聞きし、まず、住民生活を第一とした施策に取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、地域全体の気運の醸成、担い手の育成、地域づくりの受け皿となる組織づくりなどの取り組みを強化をしてまいりたいと考えております。また、各地域において少子高齢化や過疎化が推進をしております、集落機能が低下しつつある中ですね、コミュニティーの持続さえ困難な状況が懸念されております。このため、安心して住み続けることができるよう、生活機能の確保、生活交通の支援、地域産業の振興、定住対策の推進などの取り組みを進め、持続可能なまちの形成を目指してまいりたいと考えております。そのため、住民の皆様から広く御意見をお聞きするため、職員の地域参画の推進も合わせて来年度から実施することとしておりまして、あわせまして町政懇談会や各種説明会を積極的に開催していきたいと考えております。

しかしながら、住民の皆様が夢と希望を持っていただくようなビジョンにつきましても必要でありますので、これからはしっかりと皆さんの御意見をお聞きし、合意形成を図りながら文教の町になじむ構想を考えていきたいと思っております。松浦議員におかれましても、ぜひ、お知恵をお借りしていただきますようよろしくお願いをいたします。

11 番（松浦隆起君）

初日の目指すべき6つの目標もそうでありましたが、今、町長か

ら具体的なお話をいただきました。それぞれ、各分野、それぞれの分野でこの持続可能なまちづくりを進めていく、そういったことを皆さんの声をお聞きをしながら進めたいという町長のお話をいただきました。

私はこの町の形をつくっていく上で、私が考えているのはこの柱となるのは突き詰めると高齢者福祉であり、子育て支援策ではないかというふうに思っております。で、町長にも少しお話をしましたが、徹底して振り切るぐらいの取り組みが必要ではないかと思えます。今後、そういった施策についても具体的に、この間少し、町長とお話をしたときにも1つ2つお話をしましたが、具体的な提案をしてまいりたいと思っております。持続可能なまちづくりを考えると、この少子化対策と子育て支援策、これをしっかりと柱に据えたまちづくりというのが重要だと思います。これは私の持論であります。この子育て支援策は現世代の子育て世帯を支援することだけが目的ではなくて、10年後、20年後、その先へ向けての高齢者福祉対策であるということでもあります。今、このときにしっかりと手を打っておくことができるかどうかで、将来の佐川町の姿が決まってくるというふうに思っております。その意味から言えば、佐川町の子育て支援策は、歴代の町長、そして職員の皆さんの御努力によって、私は今、県下でもトップの支援策をとれているというふうに考えておりまして、敬意も表しているところでございます。

少し、例を挙げますと、この子育て支援策において、奇跡の村と呼ばれた村が長野県下条村というところでございます。この村は子育て支援策を徹底して行うことで、人口減に歯止めをかけ、人口増へと転じた村であります。今、その人口増から高齢化によって少しずつ目減りはしているようですが、ほかの自治体に比べるとその減りようが少ないということのようであります。子育て世帯の負担を限りなくゼロにすることを目指して、その財源は徹底した歳出の削減に努め、職員の意識改革を図り、例えば昼休みは役場内は全て消灯する。公共工事は、資材を村が提供して住民自らが協力して施工する資材支給事業という形で道路工事などを行い、工事費削減に寄与していたと。一方でその削減した経費で建設をした若者夫婦の定住を狙ったマンション風の村営住宅の入居条件には「消防団への加入」というものを含めるなど、地域活動への積極参加に大きな比重が置かれております。こういった取り組みを重ねることで、出生率

の向上へとつなげました。

今、お話ししたように、少子化対策という大きな柱を立て、徹底的に取り組むことでまちづくりを進めた例であります。事業の是非はありますが、前堀見町長はいわゆる自伐型林業でまちづくりを進めようとしていました。私もこの是ではなくて非の立場で質問をしたこともございましたが、そこで片岡町長はいわゆるこういった何か特異的なもの、何をもってこの「一人ひとりが輝く、明るく元気で、温かいまちづくり」を進めようとしておられるのか、具体的なお考えがあれば、先ほど具体的なお話をいただきましたが、何か一つ柱となるものを考えて、町長が考えておられるものがあれば少し教えていただければと思います。

町長（片岡雄司君）

松浦議員の御質問にお答えをさせていただきます。

少子高齢化に伴います人口減少については、全国的に問題となっておるところでございます。特に、子育て世代につきましてはコロナの影響もありまして、やはり生活が苦しい家庭も出てきていると聞いております。そのため、私は少子化と高齢化に対しまして、高齢者に対しまして政策をまず、に、取り組んでいきたいと思っております。まずですね、少子化対策に対しましては子育て支援という立場から給食費の無料化、そして保育園の副食費の無料化についても取り組んでいきたい、そして高齢者に対しまして、高齢者、障害者に対しましては、やはり、町内に出てくる手段でありましたが、そういったことに対しましてタクシーチケットの拡充、こちらにつきましてはまだ健康福祉課としっかりと協議をして詰めていけない状態ですが、そういったことに関しましても意見をお聞きしながら取り組みを進めていきたいと考えております。

そして、その長野県の例が松浦議員から出されましたが、地域の方々にその材料を支給する、そういった形は今現在も佐川町では行っているところではあります。ただ、なかなかその大きい声になりますと、その資材を提供しても厳しいところがあります。できるところは町民の皆様材料を提供させていただいているような状況でありますので、そこも来年度の予算に向けてしっかりと拡充を図るなど協議をしていきたいところでございます。

以上でございます。

11 番（松浦隆起君）

すいません、ちょっと町長に誤解を与えるような質問になったかもわかりませんが、その下条村の資材の件はそれをやったらどうですかということではなくて、そういった形で子育て支援策にしっかり柱として予算を投入する分、ほかをしっかりと経費を削減しているんな形で詰めていったという例なので、資材支給をして本町でやって、今、やっていただけてますし、そのことをどうですかということではなかったなので、すいません、ちょっと誤解をされたかもわかりませんが。

町長の中では子育て支援策、また、高齢者福祉等を中心にとということだと思います。で、これから町長が運営をしていく中で、また、一つこういうことを大きな柱として町の、まちづくりの推進力にこういうものをしていいたいというのがまた出てくるのではないかとこのように思いますので、またぜひ、そういったことも取り組みを考えていただければというふうに思います。

それでは、次に、町長の公約についてお伺いしたいと思います。公約を見せていただきましたが、学校給食の無償化、先ほども言っていたいただきましたが、各分野にわたって具体的施策としてかなりの項目の公約を挙げられております。先ほどのタクシーチケットのお話もいただきました。9月定例会で私のほうからこのタクシーチケットについて質問をさせていただいて、今少し、どの町であったか頭から飛んでおりますが、タクシーの初乗り分、それはある意味、高齢者の方と障害者の方も含めて、何かあまり縛って、先ほど健康福祉課という話がありましたが、あまり限定的に縛ると使いにくくなる。

私が9月定例会で質問したときもなぜ質問したかということ、相談をいただいた方が別に介護を必要とする方でも何でもありません。で、バス停から遠くて、それをなかなか歩けないと。ですからそういった視点もぜひ入れていただいて、その町ではタクシーの初乗り運賃分を補助をしてタクシーを使っただけと。で、今担当課の担当者の方に資料をお渡ししようと思いついてまだ渡せておりませんが、国がそれを後押しをする補助金を出す、そういった事業も国が今年度から立ち上げていただいておりますので、ぜひ、その点もお考えになって組んでいただければと思います。

今、言いましたタクシーチケットも含めてかなりの公約が町長挙げていただいておりますが、通常この公約というのは任期中に実現

する約束ではないかというふうに思っております。で、この４年間の任期中に実現を目指せるものというふうに思いますが、それぞれボリュームのあるもの、そうでないものあると思いますが、どういうスケジュール感でこの１期４年間で進めていかれるのか、それをお伺いしたいと思います。

町長（片岡雄司君）

御質問にお答えをさせていただきます。現在、大型事業としまして、道の駅でありますとか、新図書館の建設、大きい事業が続いております。まずはですね、私は保育園の副食費の無料化と給食費の無料化につきましては来年度から実施をしてみたいと思っております。まだ、予算のほうと確実な協議はしておりませんが、実施をさせていただきました。

あとの公約につきましては、タクシーチケットの配布でありますとか、しっかりと、先ほど松浦議員に言われた資料を参考にもさせていただきながら、ほかの事例とかも含めて検討して、近い、来年以降にですね、実施をしてみたいと考えております。

あとの公約につきましても財政ともしっかり協議をしまして、任期中にできる限りスピード感をもって取り組みを進めていきたいと考えております。以上です。

11 番（松浦隆起君）

公約の中には予算をつければできるというものではないものも、仕組みとして進めていくものもあったと思いますので、スケジュール的なものもしっかりと組んでいただいたうえで町民の方、また、我々議員も含めて協力できるところは協力しながら、そういったことも必要な、公約の中にあつたのではないかと思いますので、ぜひ、そういった形で進めていただければと思います。

で、公約の中には先ほど言いました、タクシーチケット、また、先ほど給食費等もお話をされておりましたので、できるだけ計画的にできるものは早く進めていただければと思います。

そこで、こういった施策も実施、町長が目指すまちづくりを進めるための手段がいわゆる予算編成であります。これはあくまでも私見でありますけども、予算を編成するにあたって最も必要なことは、編成方針のもととなるまちづくりのビジョン、そういったものが根底にしっかりと座っているかどうか。佐川町の将来像をしっかりと描いたうえで、その将来像に近づけるべく、予算が組まれなければ

ならないと思います。町長が掲げておられる6つの目標がまさにそれにあたるのかもしれませんが。総合計画に例えて言えば、まちづくりのビジョンが基本構想にあたり、その構想を実現していくのが基本計画、そして実施計画が予算編成にあたると言えます。そういう意味から、予算編成方針からまちづくりの姿の一端を見ることもできるのではないかと思います。

その予算編成の根拠となるこの総合計画についてお伺いをしたいと思います。通告にも出させていただいておりますが、町政は継続性が大事であります。それはたとえ町長がかわったとしても同じでありまして、榎並谷町長から堀見町長にかわった折にも議会からは再三申し上げたところであります。

そこで、私が懸念をしているのがこの総合計画との関係であります。町長が舵取りをとっていくうえで、少し苦勞されるところが出てくるのではないかなというふうに私は少し心配をしているところであります。御存じのように今の佐川町第5次総合計画は2016年から2025年までの10年計画でありまして、まさに片岡町長の任期中はこの総合計画のもとでの町政運営になると。で、この計画は町民の多くの皆さんが参加してつくられ、策定したときの担当課長はまさに片岡町長であられたと思います。この総合計画については、前堀見町長のスタートの折にも質問させていただきまして、決して否定をするわけではありませんが、この総合計画自体が私は少しお役所的な考え方なのかなという視点であります。今は国への義務はなくなっておりますし、総合計画というものをつくらずにまちづくりを進める町も今全国に出てきております。10年という長いスパンで計画を立てている点が果たして今という時代に適したやり方かどうか。現代は、変化、変化の時代でありますし、スピード感が求められているときでもあります。基本構想というのは通常見直しを行いませんので、10年間は変えることができない。で、そこが私が懸念をしていた点であります。

そして、今回のように計画途中で町長がかわった場合に、新しい町長は前の町長時代につくった計画のもと、町政運営を行わなければならない、足かせになるのではないかと懸念をしておりますし、以前質問をしたときにもそういった懸念をしておりました。ですから、今後に向けては次の計画策定の折にはどういった計画をつくるかも含めて、新しい計画のあり方や実施期間を、例えば任期に合わせて

2年、4年、8年とするなど検討する必要があるのではないかと思います。この点についても、後ほど、町長の見解をお伺いできればと思います。とはいえ、現実には今計画が実施されておりますので、この計画とどう向き合いながら、片岡町長の町政運営を進めていかれるのかが大事な点だと思っております。

初日の行政報告でも、町長は6つの目標を実現するにあたって、総合計画を中心とする各種計画との整合性を確認しながら進めたいというふうに言われておりました。今の総合計画は佐川町の目指す未来像として「チームさかわ まじめにおもしろく」を掲げております。そして、「チームさかわの日」など、町民の中にチームさかわというものが根付き始めているというのも事実でございます。で、また、私もこの総合計画審議会の委員ですが、総合計画のもとで行われている約400あまりの事業の進捗度合いというのも随時チェックをさせていただいております。

こういった状況からも「チームさかわ まじめにおもしろく」という総合計画の基本理念、基本構想の柱となるもの、これは変えることはできないのではないかと。そこで、この総合計画とどう整合性をとりながら、一方で片岡町長の理念を盛り込んだ町政運営をされていかれるのかお伺いをしたいと思います。また、前堀見町長の町政からも継続性をどのように引き継がれていかれるのか。そして、先ほど申し上げましたこの総合計画の今後のあり方についてとあわせてお聞きしたいと思います。

町長（片岡雄司君）

質問に、御質問にお答えをさせていただきます。

第5次佐川町総合計画につきましては、松浦議員にもおっしゃっていただきましたが、私は計画策定時の当時の担当課長でありましたこともあります。そのときはこれまでの計画づくりとは違いまして、さまざまな形での住民ワークショップを開催し、計画に反映するなど、本当におどろきの作成づくりとなっておりました。町民の皆様のおいの詰まった大事な総合計画でありまして、当時は議会の議決を得た計画であることは十分認識をさせていただいております。

現在、総合計画は議会の議決が必要でなくなっておると思っております。そして、日本国中にはその計画をつくらなくて行政運営をやっている自治体もあるということは認識をしております。総合計画には分野別の施策としまして、教育、産業と仕事、結婚・出産・育

児、観光と情報発信、健康と福祉、安全・安心、行財政と大きく7つの分野にわけた45の施策につきましてしっかりと持続性をもって取り組んでいきたいと考えております。

しかしながら、地域社会を取り巻く環境につきましてはさまざまな側面で大きく変化をしております。こうした変化に対応すべく、しっかりとPDCAを回しながら柔軟に対応をしていきたいと考えております。もし、変更するような内容がありましたら、審議会にも協議をさせていただき、また、住民の皆様から広く御意見をお聞きさせていただいて、取り組んでいきたいと考えております。以上です。

11 番（松浦隆起君）

すいません、1つだけ。この総合計画、町長の任期中に次の総合計画の準備ということが入ると思いますが、この総合計画自体に見解があればお願いしたいと思います。

町長（片岡雄司君）

お答えいたします。第6次総合計画についてですが、今後どういうふうに進めていくかというのは、まだ、考えてはない状況ですが、やはり住民の皆さんに参加をいただいて、しっかりと意見をお聞きして、佐川町がどういうふうなことを望んでいるのかと、住民の方々が望んでいるかということを政策に、この計画の中に取り入れて進めていきたい。どういうふうな、前回のようなワークショップを開いてワイワイやって楽しくやっていくのであるのか、また、今までのように代表者に集まっていたいただいて、やるというような内容につきましては、また今後、検討していきたいと考えております。以上です。

11 番（松浦隆起君）

総合計画、今の5年、10年、この形の総合計画、そもそも総合計画としてつくるかどうかというところの議論も先ほど申し上げましたように必要ではないかなと。それからその年数。議員も町長も任期は4年なのにわざわざ5年、10年になっているという、それは柔軟に佐川町が考えていくことも今後、必要ではないかなと思っておりますので、また、検討いただければと思います。

この質問の中での最後ですが、最後に町政の継続性という観点から、道の駅についてお伺いしたいと思います。

道の駅については先日、町長から議会に対して、計画通り、現在

の場所で事業を進めていくというお話がございました。その中でおもちや美術館については、町民向けの説明会を開き、声をお聞きし、また、実際のおもちや美術館を視察して、最終的な結論を出したいという意向だとお伺いをしております。そこで、私自身のことですが、スーパーに勤めていた折に店長として毎日店舗の来客数増加、それから魅力ある売り場づくり、そういった業務と向き合い、いわゆる小売業を、また、お客様商売のプロとして仕事をしていた、その経験から私の考え方を少し述べさせていただきたいと思います。

道の駅は一見公共施設のように映る部分があるかも知れませんが、明らかにこれは商業施設であります。どれだけのお客様に来ていただいて、どれだけの売り上げを上げていくのか、そこが最大の肝となる部分であります。そういった視点から見れば、道の駅のブランド力というのが重要になってまいります。どれだけ魅力のある道の駅にできるか、それはオープン時のイメージが非常に重要になってまいります。特に、これは少し言い過ぎかも知れませんが、あまりこれといった特色のないあの場所での道の駅となれば、私はなおさら何かが必要だというふうに思っております。

このおもちや美術館の併設については町長は見直しも含めて検討されていると、先ほども申し上げましたが、まだ、議会の中でもこの経営的に不安な部分があるという声も聞かれております。私自身もおもちや美術館自体にこだわりを持っているわけではありません。しかし、商業施設として考えた時にはこのおもちや美術館が併設されるメリットは大きいと判断をしております。

その理由として、いくつかありますが、大きなものを挙げると、県内には残念ながら雨の日に子供たちが遊べる施設、また、幼稚園や保育園、小学校などが遠足に行ける場所がありません。遊びに行く予定や遠足の計画を立てる場合に、雨でも時間を過ごせる場所があるということは、遠足を計画する側にとっては計画を立てやすく、一つの強みだと考えております。

今、町内の保育園やその他の学校等でも遠足に行く、雨が降ったときには、もし雨が降ったらお弁当はまた別のところへ移動して、その屋内施設で食べる、そういったことをしているのが現状であります。そういう意味からもワンセットであの一つの場所でいろんな事ができるというのは強みになると思います。で、大型遊具を設置をした公園を併設することで、そういった関係機関にウイングを伸

ばしていけば、その後、子供たちがもう一度、二度、と家族とともにリピーターとなって訪れてくれる可能性も大きいのではないかと考えます。

そして、県内初の施設が併設されるブランド力は、オープン時には大きなインパクトを与え、話題性としては十分だと言えます。そういった判断から言えば、おもちゃ美術館自体の経営が、これは完全に私の私見ですけども、収支ゼロか多少赤字が出たとしても、道の駅全体としてのブランド力とそれから収支の向上、売り上げの向上につながれば、私は、商業施設の経営を成り立たせる判断としてはありだと考えております。

そして今、お客様のターゲットとして欠かせてはならないのが子供であります。それは、両親やおじいちゃん、おばあちゃんを連れてきてくれるからです。その意味から言えば、商業施設の一テナントとして見たとき、魅力のある施設だと私は思っております。もしかすると、「まきのさんの道の駅」ではなく、「おもちゃの道の駅」という呼び方で親しまれるかもしれません。しかし、先ほども申し上げましたように、おもちゃ美術館自体に、私は別に何としてもあれをやりたいと思ってるわけでも、こだわりがあるわけでもありません。ですから、今も言いましたように、可能性を秘めている代替の施設や案、今、申し上げたようなそういう可能性を秘めている別の案、そういうものがあれば別に何らおもちゃ美術館にこだわるものではありません。逆に言えば、そういった代替案なしにおもちゃ美術館をやらないという判断は、私から言えばありえない。あの、あれだけのスペースがぽっかりあいて、今から慌てて考える。私の経験からするとろくなことにならないと思っております。もし、そういった判断に至れば、私は道の駅自体の成功に大きな不安を感じている一人です。

そこで、町長にお伺いをしたいのは、もし、おもちゃ美術館を併設しないという判断をすると仮定して、現時点でこのおもちゃ美術館にかわる具体的な案があるのかどうか、それをお聞きをしたいと思います。

町長（片岡雄司君）

御質問にお答えをさせていただきます。

おもちゃ美術館につきましては、町内を回る中で、私が町内を回る中で、住民の方からおもちゃ美術館の計画に関しましては、周知

がされていないとの声を多くお聞きをしております。また、反対される方々の声もお聞きをしております。そのため、おもちゃ美術館につきましては、私の行政報告でも述べさせていただきましたが、施設の目的、規模、事業費、運営経費などをしっかりと精査検討をするとともに、今月、16日に議員の皆様と一緒に、徳島県の板野町のほうに視察をさせていただくようにしております。そして、住民説明会におきましても、道の駅の経過報告でありますとか、おもちゃ美術館の必要性についての御意見もお伺いしたいと考えております。

決定にあたりましては、やはり町民の皆様方、そして議員の皆様方、また、道の駅の運営を担っていただく一般社団法人しあわせづくり佐川の方々の御意見をしっかりとお聞きし、協議をさせていただきまして、最終的には佐川町が判断したいと考えております。

先ほど、松浦議員が言われました、おもちゃ美術館の予定地につきましてですが、おもちゃ美術館をもし中止を決定した場合に、おもちゃ美術館の予定場所、道の駅の3分の1になると思うんですが、についてはまだ、おもちゃ美術館を設置しなかった場合についてはまだ未定となっております。しかしながら、道の駅の実施設設計の中で予定施設の南側、道の駅の南側に子供たちが自由に遊べる、汎用性のある広場を整備することを計画しております。さらには、基本計画では整備エリアに含んでおりませんでした但東側一段下の広場につきましても小さい子供たちが遊べる、楽しく遊べる遊具と、年齢や障害の有無にかかわらず遊ぶことができるインクルーシブ、ユニバーサルデザインの遊具などを設置させていただきまして、誰でも楽しめる公園を整備する方向で検討をしているところでございます。

これにつきましては、今後、高知市や土佐市などで整備されている人気のある公園を参考にしながら、誰でも楽しめる公園をあわせて整備することで、保育園や小学校の遠足でも利用され、子供連れ、また、ファミリー層の長時間の滞在が期待できる集客性のある道の駅になると考えております。また、雨の日につきましては場所等もありますが、現在、青山文庫でありますとか、地質館、そういったところにも足を運んでいただきたいと考えております。以上です。

11 番（松浦隆起君）

はい。今の時点ではやめるかどうかはわかってませんから、具体

的なところへ行き着くのは無理かも知れませんが、この点については、少し大きく不安を感じるところであります。

入るべき予定で準備をしていたテナントが入らなくなって、とりあえずオープンにこぎつけた。そういう店が、その後売り上げ的に苦勞したという例を私はいくつか見てきております。その経験から今の私の考え方になっている。今度の道の駅は、決してそういった轍を踏んではいけないということからの質問であります。先ほどから何度か申し上げておりますが、この道の駅というのは商業施設でありまして、そういった点から、ぜひ、プロの判断を仰いだ上で、最終的な決断をしていただきたいと。

私の知り合いで自治体OBの方が「公務員が商売に手を出しても絶対失敗する」とよく言われます。それは、餅は餅屋に任せたほうがいいということでありまして、大きな事業としての決断は、当然、町執行部や我々議会であります。その後の具体的な運営、このおもちや美術館も含めた、そういったところに下手に町長や我々、職員や議員は口を出さないほうがいいとも言えると思います。先日の町長からの説明の折の、町長と議員のやり取りを聞いて、そのことを私は強く感じました。

ありがたいことにこの道の駅の駅長として就いていただける方は、その意味ではプロ中のプロであります。ぜひ、そういった方の意見を重視をしていただいて、任せるところは任せたほうがいいのではないかと考えております。そして、これはもう多くは申し上げませんが、この道の駅、そしておもちやの美術館ともに、すでに議会の各種の予算を賛成多数で通してきている重要性を鑑みていただきたい。これを軽んじることになれば、我々議員、議会の権能というものも侵されかねない、私はそういうふうを考えておりますので、ぜひ、そのことも考えていただいた上で、最終的な判断をしていただきたいことを申し上げまして、この質問は終わらせていただきたいと思います。

2点目に空き家対策についてお伺いをいたします。

空き家対策特別措置法の全面施行から6年。全国で空き家が増え続けており、総務省の調査によると2018年10月時点で846万戸に上り、過去最多を更新しております。前回調査と比べて26万戸増加しており、住宅総数に占める割合も0.1ポイント上昇、過去最高の13.6%に達しております。管理が不十分な家屋が増えれば、地域の

景観や治安の悪化に直結し、防災の観点からも問題となります。有効な対策がなければ空き家率は2033年には27.3%に上昇するのではないかという民間予測もあり、取り組みを一段と強化すべきという声もございます。空き家対策特別措置法の全面施行により、固定資産税の納税情報を活用した空き家所有者の特定は進み、倒壊などのおそれがある空き家への立ち入り調査や所有者への撤去命令、命令に従わない場合の撤去の代執行も認められるようになりました。依然、空き家は増えているものの、増加率を見ると前回調査に比べ大幅に低下をしております。この特措法が一定の効果を発揮し、増加傾向に歯止めがかかり始めていることは明らかで、この流れはさらに強め、空き家の減少につなげる必要があります。

本町においても空き家は増加している傾向にあるのではないかと考えております。その程度には差があると思いますが、私のもとにも届いている声として、一つは、今は空き家となっていて老朽化した住宅の取り壊しであります。その御相談から気づいた点を2点、本日提案も含めて質問させていただきたいと思います。

まず1点目は相談窓口の一元化であります。例えば、取り壊しの相談で役場へ来た場合でも、取り壊しだけでなく、改修をして移住者用として補助金を交付できる住宅かどうかあわせて検討できるよう、建設課とチーム佐川推進課が連携をして、相談者に対応できる体制が必要ではないかと考えております。そうすることで、少しでも空き家の活用につながり、空き家の減少にもつながるものと考えます。現在はいわゆる縦割りになっておりまして、相談者が来庁した時にも、建設課とチーム佐川推進課が情報を共有するという形にはなっていないのではないかというふうに思います。そういった意味からも、ぜひ、空き家対策相談窓口といった形の一元化を図っていただいて、この空き家対策を総合的に判断できるような体制をとっていただければと思いますが、この点についてお考えをお聞きたいと思います。

建設課長（池内伸雄君）

お答えさせていただきます。

現在、建設課の窓口においては広報等による成果もあり、基本的には住宅除却の相談が中心となっておりますが、松浦議員が御指摘された事象窓口等の問題が発生することにつきましては、まずはこの場をお借りいたしまして、相談者の方々に対しましてお詫び申し

上げます。

松浦議員からの御指摘を受けまして、今後は老朽度の測定基準による評点が100に満たず除却の対象とならなかった住宅につきましては申請された方に対しまして空き家活用住宅として利用する方法もあることを建設課において説明させていただいたうえで、制度の詳細な説明を希望される方に対しましては、確実にチーム佐川推進課の担当者につなぐような対応をとってまいりたいと考えております。以上でございます。

11 番（松浦隆起君）

はい。早速対応していただけるということで、ぜひ、進めていただければと思います。謝罪をされておりましたが、別に責めているわけではありませんので、謝罪は必要ありません。

次に、空き家となっている住宅に対しての補助金についてお伺いしたいと思います。この老朽化住宅の取り壊しに対しては、多くの各自治体において補助金規定をつくり、補助を行っております。本町においても、「老朽住宅除却事業補助金交付要綱」に基づいて補助金を交付をしております。この要綱では老朽後の測定基準で、先ほど課長も言われましたが、評点というのが100点以上であるという条件がございます。担当者の方の話ではなかなかこのハードルが高くて該当するケースが少ないとも言われておりました。

実際に私のもとに相談いただいたケースでも補助金の基準には達しませんでした。しかし、屋根の瓦は飛び、天井には穴があいており、風が強い日などには屋根瓦が道路まで飛んできていることもございます。持ち主の方が依頼をして、中を見ていただいた業者さんの話によれば、相当、老朽化が進んでおり、取り壊すしかないのではないかということで、「こういった状態でも補助金出ないの」というふうに言われていたということでもあります。ただ、現実には、補助金の基準には達していないということでありまして、そういった状態でもし費用的に持ち主の方が取り壊しができないということになれば、危ない状態は放置されたままになるわけです。

そこで、本町独自の補助金事業を創設していただけないかと考えております。今の補助金要綱では基準に足らずなかなか取り壊すことができない老朽住宅に補助金が出せるよう、国の基準、今は国の基準に準じております。この国の基準よりレベルを下げて、本町独自の基準を設けていただければと思います。今のままであれば、町

道に面した住宅地の中にある危険な状態になりつつある住宅はそのまま現存される。そういった住宅を年々少しずつ除却していけるよう、例えば、補助金の上限を 100 万円とした場合、年間 2 件の予算としても年間 200 万であり、できない事業ではないと思います。また、この除却を必要とする住宅が年に 10 件も 20 件も出てくるということはあまり考えられないというふうに思っておりますので、計画的に 2 件、3 件くらいの形で進めていただければ、着実に進んでいくのではないかと。で、町民の皆さんが安心して住み続けられる地域の構築に向けて、ぜひ、取り組んでいただきたいと思いますので、以上の点についてお考えをお聞きしたいと思います。

建設課長（池内伸雄君）

お答えさせていただきます。

現在のところ、老朽住宅等の除却につきましては、空き家対策総合支援事業を活用し、国の定めた枠組みの中で実施していることもあり、現状では、県内自治体におきましても国の基準に満たない、先ほど松浦議員も言われましたが、老朽度の測定基準による評点が 100 に満たないものにつきましては、補助対象外とすることが実態となることを確認をしております。

また、平成 26 年度の佐川町老朽住宅除却事業費補助金交付要綱の制定から、令和 2 年度末までに 37 件の除却の実績がありますが、164 万 5 千円の補助対象限度額に対しまして、補助金額の平均は約 110 万円となっており、補助対象経費及び補助率の設定としましても適正であると判断をしております。しかし、補助対象外とはなりますが、近隣に影響を及ぼすおそれのある住宅が存在することも十分承知をしておりますので、補助事業の拡充や制度の見直しなどといった声を県を通じて国に要望していくことは大変重要であると考えております。

今後におきましても、老朽住宅等の除却を行う方も除却工事に要する費用に対する補助金の交付に関しましては、申請者の方に寄り添い、きめ細かい対応を心がけながら業務を行っていきたいと考えておりますので、御理解、御協力をよろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

11 番（松浦隆起君）

はい。国、県へこの拡充を申し出ていくと。それはなかなか時間がかかりますから、町単独の事業を私は提案をしております。で、

「はい、わかりました」と片岡町長が今すぐこの場で言えるとは思っておりませんので、ぜひ検討していただいて、なぜ今回質問する気になったかという、ある自治体の話を少し聞きました。で、調べると基準は先ほど課長が言われたように同じ基準で運用しています。しかし、話を聞くと、そこまで倒壊寸前までいってないような住宅でも補助金が出てるという話をお聞きしましたので、ひょっとすると評点する側の点数の付け方にもよるのかなと思いながら、かといえ、国の制度に則っているので、後から検査が入ったという時に大変なことになるますから、それは十分慎重に職員の方がされてるのもわかるので、そうであれば、独自の事業をつくっていただければというふうに思いました。調べていくと、この国の事業が立ち上がる前、各自治体が行っているところは独自でこの補助金事業をつくっていた。国のそれが示されてからそれへあわせていったというところがほとんどでありますので、これとは別に町独自でぜひ検討をしていただければと思いますが、検討していただけるかどうかを町長にお聞きしたいと思います。

町長（片岡雄司君）

御質問にお答えをさせていただきます。

老朽住宅の除却につきましては、防災の観点からも非常に大切なことだと考えております。また、地主、持ち主がわからないような古い住宅もいくつかあるとも聞いております。先ほど、建設課長のほうにも答弁させていただきましたが、現時点におきましては国の補助事業に基づきながら実施をしていくこととしております。その点数につきましては、しっかりと職員のほうが点数をつけていただいておりますので、間違いはないように進めておると思っております。

松浦議員のおっしゃる町独自の制度につきましては、現在のところはまだ考えておりませんが、先ほど申しました地主が不明であるとか、連絡がつかない倒壊寸前の住宅などいろいろ事案があると思います。そういったことに関しましては、今後どうするかにつきまして、しっかりと関係課、また県とも協議をさせていただいて、要望をさせていただきたいと思っております。以上です。

11 番（松浦隆起君）

県、国への要望は要望として、独自の事業を今のところはというお話でしたので、それが検討する気になるよう、また質問させてい

ただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、最後、3点目の質問に入らせていただきます。

ごみ出し支援の取り組みについてお伺いいたします。この質問につきましては、今まで4回質問させていただいております。片岡町長には初めてお聞きしますので、今までの経緯も少し織り交ぜながらお聞きしていきたいと思います。

片岡町長もこのごみ出し支援の内容につきましては、よく御存じのこととは思いますが、簡単に申し上げますと、ごみ出しが困難な高齢の方や障害者の方のお宅まで伺い、戸別に収集するというものです。本町においては、昨年度の年度途中からではありますが、「佐川町地域ごみ出し支援事業」として取り組みを始めていただいております。その事業内容は各自治会に委託をし、基本的にですね、基本的に各自治会に委託をし、1世帯当たり1カ月千円を補助金として自治会に支払うというものであります。

しかし、私はこの方法については一貫して見直しを求めてまいりました。自治会に委託をするのではなく、ごみ収集業者やシルバー人材センターなどに外部委託をするべきだと提案をし続けました。昨年、この事業を始めていただいて以降、いろんな方のお声もお聞きをしました。どの方もいい事業を始めてくれたと、最初は喜んでいただきますが、こういった方法でということをお話するとほとんどの方が「んー」と二の足を踏まれます。その要因は高齢化が進む各自治会の現状の中で、支援をしあうという仕組みがなかなか難しい、無理があるのではないかと。それから、自治会同士の方なので、気を遣って頼みにくいという声もございました。それから、自治会に加入してない方はどう支援するのかという課題もございます。

自助、共助、公助という考え方自体は必要なものであります。しかし、各地域の実情が高齢化によって自助、共助をしたくてもできない状態になりつつあるという現状を執行部の方は理解をしていただくことも必要でありますし、その中で、どう行政サービスを充実させていくのかというところが大事なところでございます。

前堀見町長は、このごみ出し支援事業についてはあくまでも地域での助けあいを柱に進めたいと、事業方法の変更を検討はしていただけていませんでした。なかなか、かたくなな姿勢でございましたが、しかし、現時点でも実績はゼロではないかと思いますが、事業がスタートして1年以上たっても利用実績が上がってこないということ

は、事業の仕組み自体が、地域の実情に合っていないと言わざるを得ないと思います。そういった点からも、ぜひ、ごみ収集業者やシルバー人材センターなどに外部委託する方法に変更していただければと思います。

いの町も今年度からこのごみ出し支援事業、ふれあい収集という形でスタートしましたが、いの町は職員自らが集めに行っている。私はなかなかそれは大変だと思います。職員の方に。それから佐川町は本当に少数の中で、限られた中で一生懸命仕事をしていただいているので、そういったことは無理ではないかと。そういった点からも外部委託をして、外部委託をすれば町内にお金も多少回っていく、そういったことも含めて検討していただきたいと思いますので、お考えをお聞きしたいと思います。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。

私も選挙期間中に、町内を回らせていただいて、高齢者の方々からごみ出し支援について、しっかりと話をお聞きをしたところではあります。なかなか、自治会や友人、また、近所の方にお願ひするというのは、ちょっとプライベートなこともあり、ごみに関しましてプライベートなこともあって、お願ひしにくいとの声がありました。そして、子供さんが1カ月に1回帰ってくるというような状況です。ね、1カ月間ごみがあるような状況も現場で見させていただきました。

そして、今年度は、先ほど松浦議員がおっしゃいました、自治会等によるごみ出し支援事業の周知を、制度周知の取り組みを進めているところですが、おっしゃいましたとおり、残念ながらこの制度を利用している自治会はまだないと聞いております。健康福祉課とか、社会福祉協議会との意見交換では、御近所だからやっぱり遠慮する方もいると。また、別居の御家族や御近所、親しい友人などがごみ出し支援をする現状もありまして、そのつながりを壊さないような取り組みにしていくべきとの意見もありました。親しい友人とか御近所の助け合いで、これももちろん大切なことだと思いますが、ごみ出しの支援ができれば理想であると考えております。

今の制度が使いにくいために、利用者がいないのであれば、本当に困っている方が困ったままとなりますので、ほかの手立ても考えていく必要があると思っております。

町内の現状を把握する取り組みも行っているところですが、まずは、来年度、健康福祉課、社会福祉協議会とも一層の情報共有、連携を図りながら、ごみ出しに困っている方の把握に努めてまいります。その結果をもとに、先ほど松浦議員からおっしゃられました御提案の一般廃棄物の収集業者、そしてまたシルバー人材センター等への委託も含めまして、利用のしやすい困っている方への手助けとなるような利用、仕組みづくりを検討してまいりたいと考えております。以上です。

11 番（松浦隆起君）

まあ、片岡町長就任されたばかりで、これからそういった現状も知っていただいてということでございますので、このごみ出し支援をあまり、いの町も介護度であるとかそういうことで縛っておりますが、私はあんまり縛ると、あんまり縛ってやる事業ではないのかなと。本当にそこまでいかなくても、介護が進んでいなくともごみをなかなか持って行けない、私の地元の地域にもおられますが、そういった方が、先ほど町長も言われたように、気兼ねなく、困っていたら声をかけてくださいねと、こういう事業がありますと、いう形のことを受け入れる体制を佐川町として、ごみ出し支援事業としてつくっていただければなと思っております。

健康福祉課の方、社協の方、地域の方の声を聞くのも重要なことでございます。一方でなかなかそういったところまで見えていない声、届いていない声というのもあるのも事実でありますので、そういったことを考えると、町として一つの事業も立ち上げて、収集業者等、シルバーさん等が収集にいきますと、困っている方はと。当然、高齢者の方という縛りはついてくるでしょうけども、そういったことをぜひ検討していただいて、ぜひ、今の形、せっかくつくっていただきましたけども、私が提案をしてつくっていただきましたが、使いづらい、使えないというのが現状だと思いますので、今、町長も前向きに答弁いただきましたから、ぜひ、その方向で、しっかり声を聞いていただいたうえで、検討していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それでは、以上で片岡町長とのやりとりも最初で、少し緊張もしましたが、無事終わりましたので、これで、今日の一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

議長（西森勝仁君）

以上で、11 番、松浦隆起君の一般質問を終わります。

ここで、10 時 20 分まで、15 分間休憩いたします。

休憩 午前 10 時 4 分

再開 午前 10 時 20 分

議長（西森勝仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、9 番、坂本玲子君の発言を許します。

9 番（坂本玲子君）

おはようございます。9 番議員の坂本です。通告に従いまして、質問させていただきます。

先ほど、松浦議員からは政治姿勢の大きなビジョンについての質問がありましたが、私は個々の公約について詳しくお聞きしたいと思います。

まず、最初に道の駅についてお伺いします。

町長は選挙のとき、道の駅について、霧生関は坂道で交通事故のおそれがある。また、地盤が軟弱でそれを改善するには多額の費用がかかる。大きなものをつくと経費がかさむ。霧生関にはつくないで町なかに規模を小さくしてつくると言っていました。また、町長当選後、すぐには道の駅の事業を凍結するとの記事が高知新聞に掲載されていました。11 月 8 日の議員全員協議会で凍結を一転、継続と発表し、翌日の高知新聞にまた掲載されました。町民からは一体どうなっているのか聞かれています。

産業振興課長、道の駅建設に関して、これまでの経緯と方針を一転して霧生関に道の駅をつくることになった経過を説明をお願いします。

産業振興課長（下八川久夫君）

坂本議員の質問にお答えいたします。

私のほうから道の駅事業の経緯について説明させていただきます。

道の駅は平成 27 年度に町民の方から、建設を望む請願書をいただいた事から整備に向けて取り組みを進めてきたところです。道の駅を建設する場所については、平成 28 年度から 29 年度にかけて道の駅検討委員会を開催し、住民や有識者、関係団体、県や国から意見を聞き、慎重に検討を進めてまいりました。道の駅検討委員会では

国道 33 号線沿いで中心部に近い 2 カ所を適地と選定しましたが、用地買収などの調整が不調となり、断念した経緯があり、最終的に霧生関への建設を決定いたしました。令和元年度に基本構想、令和 2 年度には基本計画を作成し、現在は施設の設計を進めているところです。基本設計にあたっては町民のワークショップを開催し、間取りや規模、活用方法などについて御意見を頂戴し、検討し、設計に反映をしているところであります。以上です。

9 番（坂本玲子君）

町長にお聞きします。町長は霧生関では安全に問題がある。また、埋立地なので、地盤が軟弱で、それを改良するためには多額の費用がかかる。町の財政を考えた時に、規模を縮小し、町なかにつくると言っていたのは事実でございますか。

町長（片岡雄司君）

坂本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

現在の予定地には問題があり、町なかに建設を考えていたことは事実でございます。現在の予定地は坂本議員もおっしゃるとおり、佐川中学校の建設残土、そして波介川の改修工事の残土等による盛り土となっております。一般的には建築物には不向きだと考えておりました。また、町民の方々の利用を考えた場合には、現在の予定地よりは町なかにあるほうが利便性が高いのではないかとの思いから再検討の必要を申し上げてまいりました。しかしながら、金曜日の所信表明、行政報告の中で、申し上げましたとおり、さまざまな状況を勘案し、苦渋の決定ではありますが、現在の予定地での建設を進めることに至っております。よろしくお願いをいたします。

9 番（坂本玲子君）

ではまず、財政のことからお聞きしたいと思います。

道の駅を霧生関でつくる場合と町なかでつくる場合は、町の財政負担はどの様になるかお聞きします。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。

現在、現在の予定地で道の駅を整備した場合、関連する施設整備、また関係するいろいろな費用を含めた概算の総額は 10 億円、あ、11 億円程度想定しております。この 11 億円の財源としましては、農林水産省の農山漁村振興交付金を約 1 億 6 千万円。この農林水産省の補助金への上乗せとして、高知県の産業振興総合支援事業補助金 5

千万円。合計で2億1千万円程度の補助金を見込んでおります。残りの8億1千万円については辺地債を活用する計画としておりますので、実質的な町の負担額は2億円程度になると見込んでおります。

一方、町なかで整備を進めた場合、この国、県、及び、国と県の補助金に関しては町の都合で現在の手続をやめますので、しばらくの間は活用することが難しくなると思われます。また、辺地債に関しましても、佐川地区の国道33号線沿いは辺地エリアに該当しておりませんので、辺地を活用することはできません。よって、道の駅を建設する費用は全て町の負担になり、さらに建設予定地の用地買収費や造成費が別途必要になりますので、町なかで整備を進める場合には町の財政負担はかなり大きなものになると考えられます。以上です。

9 番（坂本玲子君）

町なかでつくった場合、例えば規模を半分にしても霧生関でつくるよりも、さっきの話ですと例えば、町なかで5億円かかるとしたら3億円は多く出す必要があるということですね。

産業振興課長（下八川久夫君）

そのように理解して構いません。

9 番（坂本玲子君）

次に町長が言っていた交通事故の心配ですが、これについてはどうなっているか御説明をお願いします。

産業振興課長（下八川久夫君）

道の駅への交通事故の心配については住民の方からいろいろなワークショップ含めお聞きしております。進入路については右折レーンなどの改良事業は道路管理者として国土交通省が実施していただけることになっております。現在は国土交通省が整備する24時間利用できるトイレ、休憩所となる駐車場、道の駅への進入路の配置計画を実施していると伺っております。道の駅の利用者と国道を通行されるドライバーの方への安全配慮は町としてお願いをしているところで、道路の交通量などによる整備基準に基づいた整備をしているだけということでも伺っております。以上です。

町長（片岡雄司君）

すいません、追加の回答をさせていただきます。

私も先月、上京した際にですね、国土交通省の幹部の方、そして地方整備局の局長にもお会いをいたしまして、もう現在の場所で道

の駅を進めるということでしたので、しっかりと安全を第一とした道路改良を行っていただけますようお願いをいたしましたら、しっかりとそれは改良をさせていただきますという回答を得ておりますので、先ほど産業振興課長が言いましたとおり、安全な 33 号線の道路改良ができるものと思っております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

では、交通事故の心配はないということですかね。

町長（片岡雄司君）

心配はさすがにあらうとは思いますが、やはり、交通安全を守って安全な速度で通行していただければ、それとブレーキ、アクセルの踏み間違いがない限りですね、大きな事故には至らない。やっぱり交通安全を第一に運転していただくことは大切だと考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

ではですね、その次に地盤について伺います。

地盤が軟弱で、建物を建てる場合は多額の補強工事が必要だと言っていました、それについてはどうでしょう。どれぐらい費用がかかるのか、その補強工事をしたら大丈夫なのか、そのへんをお伺いします。

産業振興課長（下八川久夫君）

建設予定地の地盤調査につきましては 7 月から 8 月について実施をしております。その結果、基礎の対策工事が必要との調査結果が出ております。道の駅は木造平屋建てになりますので、それに必要な地盤改良を現在実施計画の中で検討しているところです。

費用につきましては概算で約 4,500 万円となっております、実施設計の中でこの金額についても精査をしているという形になります。以上です。

9 番（坂本玲子君）

そういう工事をすれば建物等について問題はないということで理解してよろしいですか。

産業振興課長（下八川久夫君）

高知県の場合、地震も心配されることではありますが、それも含めた大丈夫な基礎改良工事を実施するという形になります。以上です。

9 番（坂本玲子君）

次は加茂の町民の方の声をちょっとお伺いします。

産廃ができ、地域が負のイメージになると、いいイメージのある道の駅を加茂地区につくってほしいとの声があると聞いていますが、加茂町民の意見はどんな意見があるのでしょうか。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。

地域振興策を初めとする事業の関係で、地元の方とお話するときに、道の駅を加茂につくってほしいという声や、建設を肯定される声は多くあったと伺っております。

また、昨年度実施しました商品開発のワークショップについても加茂地区の方から多くの方に御参加をいただいております。道の駅への期待値が高いものと感じております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

加茂地区民の方のその思いを考える、産廃を受け入れたということで、やっぱり霧生関であることが必要だということと理解してよろしいでしょうか。

産業振興課長（下八川久夫君）

産業廃棄物の受け入れについても協定書の中で道の駅の整備、また、町民の方に配布させていただきました地域振興策の一覧表におきまして、長竹地区に道の駅を整備するという記載をしておりますので、加茂地区で整備する必要があるということになるかと思えます。以上です。

9 番（坂本玲子君）

火薬庫についてお伺いします。

火薬庫の移転についてはどのようなになっているかお伺いします。

産業振興課長（下八川久夫君）

火薬庫につきましては所有者である島崎商事が移転予定地である埴生ノ川地区の用地を買収しているとお聞きしております。で、今度 12 月の 18 日、すいません、12 月の 18 日に地区の住民説明会を開催すると伺っております。よろしく願いいたします。

9 番（坂本玲子君）

住民説明会をするということですが、移転は順調に進むのでしょうか。

先日の議会で町長は地域の方々が移転に反対していると、まるで人ごとのような発言をしていましたが、これは移転に関してはもち

ろん島崎商事が主となってやるんでしょうけれども、町をあげて取り組む必要があると思いますが、どうですか。

町長（片岡雄司君）

お答えいたします。

人ごとのようには回答はしておりません。やはり、移転につきましては、火薬庫の移転につきましては持ち主の方にしっかりと移転先、そしてその移転する先の住民の方々に説明をいただくということは担当課にも伝えております。

そして、そこにもし今の予定地で場所に火薬庫が移転することになれば、水路でありますとかその周りの構造物を町のほうが実施をするような計画で進んでおりますので、しっかりと町民の、その住民の皆様に説明できるものと考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

人ごとのようではないということで安心をしました。

町長にお聞きしますが、町長を方向を転換した理由、決め手はなんだったのかお聞きします。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。

金曜日の行政報告の中でも申し上げさせていただきましたが、町長就任後に担当課から町民ワークショップや国、県補助金の手続、そして、国土交通省所管事業、そして地域振興策補助金、そして辺地対策事業債など町の財政運営について、現在までの経緯や進捗状況の説明を受けてまいりました。

現在の計画で、国の補助金活用など手続が急ピッチで進んでおまして、補助金を獲得するには時間的猶予がないこと、そして、国交省の国道改良工事が実施設計まで進んでいることなどを熟慮いたしました結果、補助金の対象となる物販やレストランなど、道の駅の本体につきましては現在の計画のままで進めるという苦渋の判断をいたしました。

しかしながら、道の駅の一部としまして、建設の床面積が約3分の1にあたりますおもちや美術館につきましては、その必要性や規模について判断する材料が少ないため、議員の皆様方の視察、議員の皆様方との視察や、今月行いますが、11回開催させていただく住民説明会におきまして、しっかりと御意見をお聞きし、進捗状況も説明をさせていただき、佐川町に整備すべきなのかを判断したいと

考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

では、その一つ一つについて、それ当選してから全てを知ったのか、その前に知っていたのかちょっとよくわからないので、例えば補助金申請、国への補助金とか県の補助金申請については御存じでしたか。

町長（片岡雄司君）

お答えさせていただきます。

私も4月に、3月末で今年の退職をいたしまして、4月から準備に取りかかっておりましたので、中身については説明はしっかりと受けておりませんでした。3月までの内容につきましては、会議には出席は、議会にありましたので、進捗の状況につきましては話は聞いておりましたが、4月以降の内容につきましては、産業振興課長が不在ということで、副町長、前任者の副町長が兼任しておったということもありまして、内容についてはなかなか直接聞きにくいところもありましたので、退職後、その内容についてはしっかりと把握はしておりませんでした。以上です。

9 番（坂本玲子君）

では、その辺地債があって、安く建設できるということについては御存じでしたか。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。

辺地債については加茂地区が辺地債の対象になるということは職員時代から知ってはありました。それと、地域振興策にあたるということも、加茂地区に施設をもってくる、産廃の施設をもってくるということで、何かいい案がないかというところの話が出ているとは聞いておりました。以上です。

9 番（坂本玲子君）

ということは、その時点で既に町なかより格段安くできる可能性があるということはお分かりだったということですか。

町長（片岡雄司君）

それは感じてはありましたが、やはり、利便性とかそういったいろいろ住民の皆さんの意見を聞いた中でですね、少しは高くても町なかにみんなが安全に行けるような施設にしていだきたいという声も確かにあったと、ありましたので、私はどれぐらいかかるかと

いう算段をしておりますでしたが、そういうことで私自身も町なかにはできればという考えは持っておりました。以上です。

9 番（坂本玲子君）

今までの町長の発言をまとめますと、町なかにつくると言っていたが方向を転換して霧生関に建設をすると。そのほうが町財政への負担も少ない。地盤強化は可能であり、交通事故についても問題がないだろうと。火薬庫については早期に移転を進める、そういうことでよろしいですか。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。

就任後、担当課からそういった内容をお聞きしました。そして、何より国会議員の皆様とか国土交通省の幹部の方々にお聞きをしました。やはり今、今の事業を全て中止すると、おもちゃ美術館は別なんです、道の駅の事業を中止すると、今後、佐川町の事業に対して不利益を生じるということも言われました。そうしたことを本当に勘案しまして、今後、佐川町の未来にとってそういった事業が受けられないような状況をつくるべきではないということも判断しまして、苦渋の決断をいたしました。以上です。

9 番（坂本玲子君）

町長は公約をこんな短期間で翻すことになったことについてじくじたる思いがあったことと思います。今回の決断は町民の利益のため必要でした。自分の立場が悪くなるかも知れないということを承知で方向を変更したことは英断だったと私は思っています。しかし、なぜそういうことになったのか、しっかり検証し、今後の町政で同じ間違いをしないようにする必要があります。

町民の方から霧生関に道の駅をつくらんというので投票したと言って怒っている人の声がありました。町長の発言は住民を混乱させただけではなく、町長が大切にすると言っていた町職員さえ振り回す結果となりました。町長は事実を確認もせず不適切な公約発言をし、町民に混乱を引き起こしたことについて、議会などの公的な場できちんと陳謝すべきだと思いますが、どうでしょうか。

町長（片岡雄司君）

お答えをいたします。

事業を今の状況で進めるというのは本当に私もしっかりとした調査もせずに回答したことは、それは私はお詫び申し上げたいと思い

ます。しかし、いろんなことを勘案しまして、先ほど御答弁させていただきましたが、苦渋の決断をしましたことに対しましては、あここに反対をされる住民の方々には本当に申し訳ないと思っておりますが、しっかりと11回の住民の説明会を開催させていただきまして、進捗状況と今後の計画について御説明をさせて、真摯に御説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

9 番（坂本玲子君）

長年町職員として勤務していて、退職したのはわずか6カ月前です。選挙に出るための方針を決めるとき、職員に聞くこともできたと思います。また、辺地債や建設費用については町長が議会事務局長だった2月に説明がされていると私は認識をしています。知らなかったでは済みません。言葉を発する前に十分調査をし、適切な発言をしていただきたいと思います。また、町民はどうなっているのかわからなくてやきもきしている部分もあります。町民にもっと丁寧な説明が必要だと思いますが、どうやって周知をするのか、理解を得るのかお伺いします。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。

先ほども説明をさせていただきましたが、12月に5回、加茂地区回らせていただきまして、進捗状況と今後の計画、今の経緯に至ったことを報告させていただきます。1月には6回、同じ内容にはなりますが、しっかりと説明をさせていただき、多くの住民の皆様にご説明をさせて、御理解をいただきたいと思います。以上です。

9 番（坂本玲子君）

ぜひ、皆さんの理解が得られるように十分な説明をしていただきたいと思います。

次に、おもちゃ美術館について、お伺いします。

おもちゃ美術館について、町長の今後の方針をまずお聞きします。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。

おもちゃ美術館につきましては、私が選挙を通して各地区を回った中では、町民の多くの方から建設を疑問視する声を聞いております。所信表明でも申し上げましたが、物販やレストラン、道の駅の

本体部分につきましては現在の計画のままで進めるという判断をいたしました。が、おもちゃ美術館につきましては類似施設の敷設におきまして、施設の機能面や集客力などについて確認をさせていただき、現在作成中の実施計画を確認しながら、また、地元説明会での意見を参考に、検討を重ね、おもちゃ美術館を佐川町に整備すべき施設なのか、ほかに整備したらよい施設などを含め検討を含め、今後、しっかりと判断をしてまいりたいと思っております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

おもちゃ美術館はつくるが規模を検討するということではなくて、つくらない場合もあり得るということですか。

町長（片岡雄司君）

えーその、そのとおりです。ありがとうございます。

9 番（坂本玲子君）

産業建設課、じゃないね、産業振興課長にお伺いします。

このおもちゃ美術館の建設は、道の駅にとってどういった役割をするために一緒に計画を立ち上げたのかお聞きします。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えする前に、先ほど火薬庫移転に関する地元説明会の日程を今月 19 日とお答えさせていただきましたが、正しくは 18 日の誤りでしたので、訂正させていただきます。

それでは、お答えさせていただきます。

おもちゃ美術館の整備にあたっては、第 5 次佐川町総合計画や子ども子育て支援事業計画の策定にあたって実施しましたアンケートやワークショップにより町民の皆様からいただいた御意見である、天候や休日に限らず子供連れで遊びに行ける場所がほしいという声や、自宅から近い場所に安心して遊べる場所がほしいといった声を要請として形にしたものになります。

おもちゃ美術館に道の駅が期待する効果としては、道の駅への集客効果もございますが、おもちゃと遊びを通して文化を伝承し、地域住民が多様な形でかかわることのできるコミュニティーの場であったり、木育、多世代交流の推進があります。これは、佐川町がこれまで取り組んできました集落活動センター事業、あったかふれあいセンター事業、自伐型林業、ウッドスタート事業を補完するものだと考えております。

おもちゃ美術館のメインターゲットはゼロ歳から小学生までの同

伴者で、これは道の駅のターゲットと合致するものであり、ファミリー層の集客に大きな効果があると考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

この件に関しては、副町長が職員だったときにこの道の駅も併設すると、道の駅におもちゃ美術館も併設するということが計画されたと思いますが、副町長はどうでしょうか。

副町長（田村正和君）

お答えをさせていただきます。

おもちゃ美術館の計画につきましては、道の駅の計画の中で出てきた、先ほど産業振興課長が御説明をしたとおり、子供を対象に遊べる施設を併設するということが、計画をしたものでございますので、私が計画自体について心配事とかいうのは、まあ多少はありますけれども、計画自体は妥当だと考えておりますので、回答とさせていただきます。以上です。

9 番（坂本玲子君）

副町長からはそのおもちゃ美術館併設をする計画自体は合理性もあり、納得できるというふうな意見だったと思います。町長は今の道の駅を、今大体、今の計画通りで、建設をすると発表されました。私は先ほど松浦議員もおっしゃったように大きな道駅をつくる場合に、その集客のための何かがないといけないと思っています。おもちゃ美術館をやめる場合、町長は別の案を何か考えておいででしょうか。

町長（片岡雄司君）

お答えさせていただきます。

松浦議員の御質問の中にもありましたが、もし、おもちゃ美術館を中止をした場合にですね、今の現段階ではあの3分の1のスペースに何をすることとはまだ決定はしておりません。しかしながら、おもちゃ美術館の周辺の南側でありますとか、1段下の東側、そちらにつきましては高知市のほうにできている公園でありますとか、土佐市のほうにできている公園があります。そういったところは土曜日、日曜日、親子連れで多くの方が来ているような状況を確認を私もさせていただいておりますので、そういったところを整備して集客につなげていきたいと思っております。

何より私はおもちゃ美術館につきましては、10年から20年先を考えますと、人口減少など社会現象の変化もありまして、私自身本

当に責任を持てる施設になっていくのかということはしっかりと検証させていただきながら、設置については進めていきたいと考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

今でもね、外、道の駅の外に公園をつくるという計画はされておりますので。問題は雨の日でも遊べる場所をどうするかということです。おもちゃ美術館は子供をメインとした施設です。しかし、子供の施設はほとんどが大人と一緒に利用をします。アンパンマンミュージアムがそうであるように、集客能力が高いわけです。たくさんの方が訪れてくれれば相乗効果で道の駅も繁盛していくでしょう。また、以前から子育てしている方からは、雨の日でも安心して遊べる場所がほしいという要望がありました。佐川町には雨の日に遊べる施設がありません。片岡町長は子育てしやすい町を推進するために、給食費の無料化に取り組むことにしています。子育てしやすい町にするためにはその遊び場確保も重要です。今後、検討をするときにそういった子育て中の保護者の気持ちもしっかり考えてほしいと思いますが、町長どうでしょうか。

町長（片岡雄司君）

お答えをいたします。

先ほど、何回か申し上げましたが、しっかりと住民の皆さんの意見を聞いてですね、坂本議員の意見だけではなくて、住民の皆さんの幅広い意見を聞いてこの事業につきましては進めていきたいと思っております。軽率な、やるやらないを今のこの時点で言うことは避けさせていただきます。以上です。

9 番（坂本玲子君）

産業振興課長にお聞きします。

このおもちゃ美術館については赤字になる心配をしている方が多いです。

おもちゃ美術館をつくることで、協力金とか本部へ支払わなくてはいけない金額はどれくらいになるのか。また、赤字を出さないためにはどれくらいの入場者数が必要なのか、お聞きします。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えさせていただきます。

おもちゃ美術館を運営し始めた場合、東京おもちゃ美術館の本部のほうに必要となるお金としましては、有料入館者 1 人につき 20 円

が必要となります。ただ、それとは別におもちゃ美術館はボランティアさん、おもちゃ学芸員と言われるボランティアの方で成り立っておりますので、そういった方への研修費が毎年必要になってきます。

あとですね、その、経営含めた入場に関しては現在4万人を想定はしておりますが、この人数に対しての適切な経営というところは、これからまた精査、やる場合には精査をしていく必要があると考えております。それから入園料をいくらにするかという設定だったりとか、スタッフを何人雇うか、有償スタッフをどれだけ雇うかといったところが重要になってくるかと考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

有料入場者1人あたり20円を本部に払うってことならそんなに財政を圧迫するとは考えられません。人件費とかそのあとの諸費用が入場者数で賄えればいいわけですし、また、松浦議員もおっしゃってましたが、道の駅との相乗効果を考えたら少し赤字でも問題ないんじゃないかなと私は思っています。

今、霧生関あたりは辺地に指定されると聞いています。おもちゃ美術館建設も辺地債を利用すれば町民の負担は全体の2割となり、有利に建てられます。おもちゃ美術館の建設時期を大幅におくらせた場合、辺地指定がなくなる可能性はありませんか。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。

現在、加茂地区の辺地計画は令和3年度から令和12年度までの10年間の計画となっております。今年、4月1日付で辺地にかかる公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等にかかる、特別措置等に関する法律施行令及び同法施行規則の運用について、一部改正がありましたので、12年度までの計画期間中であれば、事業内容の変更が可能となります。よって、令和12年度まではおもちゃ美術館のハード整備事業は対象になると考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

では、それ以後になるとかからなくなる可能性があるかと。また、別の施設を例えばあそこではなくて町なかにつくる場合は、辺地債が使えず町財政にとってはその後倍の費用がかかるというふうな認識でよろしいでしょうか。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。

令和 12 年度以降になると、加茂地区長竹地区に上水道が整備されるようになりますので、辺地エリアから除外されると、辺地エリアに指定されなくなるという形になりますので、そのような理解でかまわないかと思います。以上です。

9 番（坂本玲子君）

私も別におもちゃ美術館だけが絶対いいという考えではありません。けれども、議員の中でもいろんな意見がある施設ですが、早急に視察や資料の検討を実施して、もし進めるのなら来年度予算にも反映すべきじゃないかと思いますが、町長そのへんいかがでしょうか。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。

視察を含め、11 回の説明会において意見をお聞きしますので、来年度予算に反映できるかどうかはまだ未定であります。以上です。

9 番（坂本玲子君）

道の駅建設についてはさまざまな町民の意見があります。大いに期待しているという人もいますが、大きな道の駅をつくるとつくっても農産物をつくる人が高齢化して売る物がない、すぐに大赤字になる、霧生関は交通事故が多い、危ない、など、という人は現実的にいます。私もどちらかというと、基本的には消極的なほうでした。しかし、議会で論議し、行政とともに町の方向性を出しました。町長も同じ規模でつくるということで出しましたので、どなたが町長であっても、これからはどうすればいいのか、どうすればそれが成功するのか、一生懸命考え、ともに頑張っていく必要があると思います。この事業を成功させるため、町長も町職員の皆さんも全力を尽くしていただきたいと思います。

町長、その決意はいかがでしょうか。

町長（片岡雄司君）

決意を述べさせていただきます。

決意といいましょうか、もうやはり事業一旦進みますと、ストップをかけることはできないということになっております。まあ、はい、何回も申しますが、おもちゃ美術館についてはまだ決定は正式にしておりません。道の駅につきましては担当課、そして関連する課、局としっかりと協議をし、職員と一致団結して、しんどいこと

もあろうかと思いますが、頑張ってまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解をお願いします。

9 番（坂本玲子君）

本当に町長と町職員が力をあわせて、いいものになるように、赤字にならないようにぜひ頑張っていたきたいと思います。

次に、高齢者障害者へのタクシー券、タクシーチケット配布拡大について伺います。

町長は高齢者障害者へのタクシーチケット配布拡大を公約に掲げていました。私も以前、障害、身体障害者のガソリン券が使いづらい、タクシーチケットではその金額が低く、十分ではない。身体障害者の1、2級の方は自らの運転は難しい。本人が運転できなくても、家族の運転で病院に通っている人がいる。それも認めるべきだと訴えたことがあります。また、身体障害1級の方や目の不自由な方は介護者でもガソリン券をもらうことが今なっています。その他の方も相談することによってガソリン券取得が可能になりました。また、今のバスの運行では必要な人が使えない。ドアツードアのデマンド式に乗りかえるべきだと主張したこともあります。

9月議会では松浦議員が他の自治体ではタクシーの初乗り料金を町が負担してバスとの連携をとり、使いやすくすべきだという提案に前町長は前向きに考えるとの答弁をしていました。片岡町長の高齢者、障害者へのタクシーチケット配布拡大の公約について、詳しい内容を教えていただきたいと思います。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。

私が公約で挙げさせていただいた内容につきましては、これからますます高齢化や核家族化、地域の過疎化が進む中で、高齢者の方々などが地域で暮らしていけるように、日常の移動手段に困っている方への支援策といたしまして、タクシー券を配布していくことを考えております。

障害者へのチケット配布につきましては、当面、今の制度を継続はさせていただきながら、今後、新しい移動手段の確保を検討する中で、必要であれば見直す、見直していくことも考えております。

そして、対象者、実施時期等の具体的な内容につきましては、現在の移動手段の確保等の検証、そして住民ニーズを踏まえました、これに踏まえてこれから検討することになります。以上です。

9 番（坂本玲子君）

健康福祉課長にお伺いします。

高齢者、65 歳以上の高齢者は何人ぐらいになるのか。その中の要介護、要支援の方はどうか、っていうのをまずお伺いします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

坂本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

65 歳以上の高齢者の方ですけれども、約 5 千人でございます。その中で介護の要介護、要支援の認定を受けられている方はおおむね千人というふうになっております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

先ほど町長はその対象者とか内容についてはまだ決まっていないというふうな発言でしたが、例えば要介護者とか要支援者をして、その対象にするとすると約千人、1 人もし 1 万円分の配布をすると約 1 千万、65 歳以上全員を対象にすると約 5 千万が必要になります。

ところで、障害者のタクシーチケットガソリン券チケットについて、ここ何年か前に増額になっていますが、現在、障害者へのタクシーチケット、タクシー券とかガソリン券の利用者数、必要な経費はどれぐらいになっているのかお伺いします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

障害者のタクシーチケットにつきましては、制度の見直しをさせていただいて、今、身体障害者の 1 級、2 級の方については年間 2 万 4 千円支給されるということになっております。で、対象者は障害者手帳の 1 級から 4 級と、あと療育手帳、それから精神障害者の福祉手帳を持たれている方になります。対象者については現在ちょっと今手元に数字がございませんけれども、年間の費用といたしましては、タクシーチケット、ガソリン券含めて 500 万円という形になっております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

現在、500 万円ぐらい使われているということですが、実は私の知り合いにもタクシーチケットの配布対象者がいます。で、1 年目にそのこういう施策があるよってということで、連れて行ってその手続をしました。ところが、あとで聞いてみますと大事にタンスにしまって全然使われてないと。で、その翌年以降はもう本当に、自分で申請に行くことができずに、結局その施策を活用できない、そうい

うその障害があるがゆえにそういう方もおいでますので、この 500 万ってというのは多分利用者数がかかなり限られていて、全体へはいきわたってないんじゃないかなというふうに感じておりますので、そのへんの本当に手の届いた施策をしていただきたいと思います、ということは傷害者へのタクシーチケットの拡大は今のところはしないということで理解してよろしいでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

障害者に対するチケットについては先ほど申しましたように近年見直しをしております。で、そういった高齢者、障害者も含めまして、移動手段の確保については新しいそういう仕組みをつくるなかで必要であればその時点で考えていくというところで、現時点で見直しは考えておりません。以上です。

9 番（坂本玲子君）

本当にそこだけを見るんじゃなくてチケットを配布するとかそういうことではなくて、ほかの施策との検討も必要だと思っています。私も。あったかが 5 地区にできました。あったかの送迎機能をどう活用するか、バスの運行方式はどれがいいのか、そのへんも考えながらまずは今ある施策をどうすればもっと使いやすく住民のためになるのか、再検討をしていただきたいと思います、そのへんの検討はいかがでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

この移動手段の確保につきましては、先ほど坂本議員がおっしゃいましたように、例えば高齢者の施策を拡大するということであれば、1 千万単位のお金が必要になってくるということもございます。あとは、既存の施策で言えば、公共交通ではありますけれども、ぐるぐるバスになります。それから言われましたあったかふれあいセンターの利用者には送迎の仕組みがあります。あとは町内の黒岩観光の路線のバスの補助もやっております。

そういった移動手段の確保についてはいろんなところから施策をうっておりますので、一つの施策を見るのではなくて、今後 5 年、10 年高齢化がますます進む、それから核家族化といいますか、独居の方もおいでになると。それから公共交通という意味では空白地区というところもカバー、今のところ全てできているというようなこ

とでもバスのぐるぐるバスの活用でありますけれども、そういったこと全体を含めて、あとはその費用対効果、どれぐらいの財源が必要であるかというのはこの1年限りの施策ではありませんので、そこも十分考えたうえで、例えば公共交通会議に諮るであるとか、そういったことも委員さんの意見をお伺いし、それから住民の方々の意見をお伺いし、施策をつくっていきたいというふうに考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

本当にいろんな施策があり、費用対効果の問題もありますので、じっくり検討をしてですね、本当に困るお年寄りがいないように。それでなおかつ町財政の圧迫もしないような、そんなやり方がみんなであればきっと出てくると思いますので、そのへんを慎重にやっていただきたいと思います。

もう1点、別の視点から考えますと、高齢者の交通事故が問題になっています。高齢者の免許返納制度がありますが、返納したら毎日の生活がたちまち困る。買い物、病院、知人との交流に支障があるため、返納をちゅうちょする人がいます。週に1回だけのバス運行では十分ではないと考えます。そして、田舎ではやっぱり車は必要なものです。安全運転できる機能をもった車に買いかえる場合の補助を実施する、返納者にはバス代を無料にするなどの施策も考えられますが、国では安全機能のついた車の購入の場合、軽自動車ですと7万円、普通車だと10万円の補助金を出しています。しかし、買いかえるには200万近くを超えるお金がかかりますので、買いかえたくても買い換えられない人がいます。少しでも町が補助してくれたら、安全車への買い換えが進むのではないのでしょうか。

ぜひ、この点について前向きに検討していただきたいと思います。が、いかがでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

この車の安全性の確保のための補助金でございますけれども、確かに近年高齢化社会ということで、アクセルとブレーキの踏み間違いというようなことを起因として痛ましい事故が起こっております。ただまあ、そういう社会的ニーズの高まりというものがあって、坂本議員おっしゃいましたが、運転、安全性の向上というところで、自動ブレーキでありますとか、あとは衝突を軽減する装置っていう

のが開発をされてですね、そういう装置ができていると。国についてはそれに対して最大 10 万円の控除があるということでございます。それからあわせまして、今年の 11 月からは新型車には自動ブレーキの搭載が法律で義務化されておるということもあります。

確かに、お金は非常に高くてですね、新車を買いかえるにはお金がいるということはあるとは思いますが、佐川町として今ですね、単独でこういった安全性を高めるための装置の費用について、補助を出すと、創設するということは考えてはおりません。以上です。

9 番（坂本玲子君）

いろんなことを聞きましたが、ぜひ、高齢者も住み続けられる佐川町であるような施策をこれからも打ち出していきたいと思えます。

次に、保育、学校の給食費無償化の話をしたと思います。

これも町長は公約で保育、学校の給食費を無料にすると言っていました。これについては、先ほど来、質問で来年度からやっていくということで、の理解でよろしいですか。

町長（片岡雄司君）

そのとおりでお願いをいたします。

9 番（坂本玲子君）

保育学校の給食費を無料にするとその費用は一般財源から出すことになると思いますが、どれくらいの費用が必要か、お伺いします。

教育次長（吉野広昭君）

そしたら私のほうから給食費の無償化にかかる費用について、回答させていただきます。

まず、給食費の根拠にあたります、賄い材料費ですけれども、令和 2 年度の決算額でいうとですね、年度によって若干の増減はありますけれども、5,625 万 7,729 円になります。以上です。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

私のほうからは保育の副食費についてでございますけれども、この副食費を無料化にするということでの影響については、今お子さん通っている、保育園に通ってるお子さん 141 人が副食費をいただいておりますが、それをゼロ円としますと、年間で約 760 万円程度の予算の影響がございます。以上です。

9 番（坂本玲子君）

保育所の金額が少ないように思いますが、給食費の無料化は保育に通っている全員ではなくて、幼児に限るということでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

国の保育料の無料化と、それからあと、町独自でも副食費の無料化をしている園がございます。そういったこともありまして、保育に通っている方が 350 人くらいおいでますが、そのうちの 141 人が影響を受けるということでございます。

9 番（坂本玲子君）

副食費としてとっている部分は幼児だけですよね。その 3 歳以上は国の施策で保育料が無料になりました。で、今とっているのは給食材料費をとっているという事ですが、3 歳以下の乳幼児に関して、は保育料も無料化されていませんし、その中に、保育料の中に給食費が含まれているということです。

子育てしやすいということを考えると、今後ぜひ乳児に関してもゼロ歳から 3 歳までの今保育料免除されてない子供たちのことですが、保育料の軽減を考えていただきたい。せめて乳児に関しての給食費分も軽減していただきたいと思いますが、町長どうでしょうか。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。

来年からはとりあえず副食費を無料にしたいと考えております。先ほど言いました内容につきましては、今後しっかり担当課と協議をしていきですね、子供の数も減ってきているという状況になって、そういう状況になれば考えていきたいと思っておりますが、現在は考えておりません。以上です。

9 番（坂本玲子君）

佐川町では、佐川町は子育てしやすい町宣言を出しています。内閣府の調査では年収が 400 万円未満の家庭では、実に 78.2% の家庭が子育てが経済的に不安だと答えています。また、子供がほしくない理由として、教育費が心配、育児にかかる費用が心配、経済的に難しいと答えている人が半数です。

少子高齢化は国の将来を危うくする問題です。子育て中の親は、子育てにかかるお金が少なくなることは歓迎している事でしょう。子育ては個人的な活動ではありますが、社会的な活動でもあります。

少子化が進んでいます。これから子育てしやすい社会をつくり、子供の人数を増やしていくことは国家的な使命となっています。佐川町が率先してそれを進めることは大きな意義があることだと思います。

ところで、この無料化の施策ですが、コロナ禍で生活が大変になっている御家庭が多い中、時限立法的に実施するつもりなのか、それとも継続的に実施していくつもりなのか、お伺いします。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。

やはり、子育て世帯への支援のために給食費の無料化ということを私は政策に挙げております。それを短期間で終わらすとかそういうことは私の任期期間中は考えておりませんので、継続して実施していきたいと考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

加茂小中学校では佐川町と日高村の子供たちが通っています。佐川町だけが無料になって問題はないのか、日高村佐川町学校組合での協議は必要ないのかお伺いします。

教育次長（吉野広昭君）

お答えします。

議員御指摘のとおりですね、居住地によって同じ学校で同じ給食を食べても有償の保護者、無償の保護者が出るというのは事実です。これにつきましては、今後、学校組合を通じてですね、情報共有をしてですね、より不公平感が生じないような取り組みをちょっと考えていきたいと思っております。

9 番（坂本玲子君）

ちょっと意味がわからなかったんですが、より不公平感のないような施策を考えるということはどういうことですか。

教育次長（吉野広昭君）

はい。給食費の無償化につきましてはあくまで日高村の保護者の方については日高村なり学校組合のほうが決めるというかですね、決定を委ねるということになります。で、それを佐川町のほうから無償化にしたらというような働きかけをなかなか主体的にはできないと思います。で、無償化に至りました経過であるとかですね、そういう佐川町の思いにつきましては、今後、学校組合のほうを通じて御理解をいただくような御説明のほうを丁寧にさせていただくと

いう意味です。

9 番（坂本玲子君）

ま、日高村ともきちっと説明をして、問題のないようにやっていただきたいと思います。

9 月議会では私は高校生までの医療費無料化の提案をしました。前町長は所得の少ない御家庭では考えていくとの返答でした。町長が変わりましたので、再度お聞きします。

県内では高知市以外は中学生までの医療費無料化が実施されています。さらに高校生までの医療費無料化が進んでおり、県内 13 市町村で実施されています。町村だけで言うと 52% の実施率で、半数以上が実施している施策です。近隣町村で言いますと、仁淀川町では平成 30 年度から実施されています。子供の健やかな成長はみんなの願うところです。子供が病気になったとき、医療費の心配なく病院を受診できることは全ての親にとって大きな安心になります。高校生になると病気やけがはぐっと減ってきます。町の財政的にもそんなに多い負担ではなく、大きな安心を与えられる施策とあります。子育てにかかる費用の軽減は子供を生みやすい社会につながります。出生率が上がり、持続可能な社会ができる一歩となります。

町長どうでしょう。私は聞いていませんが、私の友達は選挙戦のとき高校生までの医療費も無料にすると聞いていたと聞いたと言っていました。それは事実でしょうか。

町長（片岡雄司君）

お答えをいたします。私は高校生の医療費の無料化についてまでは無料にするとは一言も言っておりません。

ちょっとお答えをさせていただきますが、乳児医療費の助成は子育て支援としまして、中学生まで拡充を続けており、高校生につきましては小中学校と比較をいたしまして、心身ともに発達しております。また、基礎体力もありまして、健康においても自己管理ができる年齢と考えられます。ひとり親家庭については 18 歳までの医療費助成制度がありまして、これらのことから現時点におきましては高校生の助成を拡大することは考えておりません。以上です。

9 番（坂本玲子君）

言うてなかったということで、失礼いたしました。

まあけど、本当に高校生までの医療費無料化、前町長はその低所得者に対しては前向きに考えるということでございましたので、ぜ

ひ、今はまだ考えてないということですが、また考えていただいて、必要性のあるところへお金を使っていただきたいと思います。

続きまして、財政についてお伺いをします。

給食費無料化をずっと継続的に実施するためには約 6,500 万円の費用が必要です。町長は無駄を省いてお金を捻出すると言っていました。総務課長にお聞きしますが、佐川町の予算はそれほど無駄を認めて組んでいますか。

総務課長（麻田正志君）

御質問にお答えをいたします。

これは佐川町だけではなくて、全国の市町村ともであろうかと思えますけれど、予算を編成するに当たりましては、今現在行っておる既存事業、これにつきまして各年度本当に引き続き継続するものなのか、どういう効果があるのかということも必ず検証いたしまして、そういう既存事業の見直しも行い、そして経常経費、そういうものにつきましては徹底して削減や節減に努めてもらうということもやっております。また、臨時的経費、このような経費につきましてはその緊急性、そして必要性、そういう公平性等も考えて、そういうことに基づいて、優先順位、こちらのほうも決定したうえで予算化するなど適正な予算を編成しているというふうに考えております。以上でございます。

9 番（坂本玲子君）

はい。私もそう認識しております。

私も園長のときに予算査定を受けましたが、非常に厳しかったことを覚えています。また、無駄な予算を組んでいるということを認めることは私たち議員が無駄な予算を認めたことになります。議会の質も問われます。

町長、具体的にどこに無駄なことがあり、どこから捻出するのかお伺いいたします。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。

先ほど総務課長の答弁にもありましたが、佐川町の予算は適正に編成されておりまして、議会においてもその予算を認めていただいているところでございます。

私も先ほど坂本議員が言われましたが、職員時代に取り組んだ大型事業につきまして、予算査定のときに見直しを受け、経費の削減

を行っていただいた経験があります。また、事業実施を翌年におくらすことや事業の内容によっては予算カットをされた経験もしております。

御質問の無駄なことにつきましては、一つには不要な公用車について廃止、維持管理に必要な経費の削減が可能であると考えております。そのほかにもですね、今後予定をしております大型事業につきまして、中身の見直し、中身ですね、施設の中、その中身の見直しでありますとか、委託業務、今後の委託業務や請負契約におきましても経費の高額な県外の業者に発注するのではなく、町内業者でできることは極力町内業者にお願いをし、できない案件であれば最低でも県内業者にお願いするなどの経費の縮減につなげていきたいと考えております。

予算編成におきましても、現在実施しております既存事業の見直し、経常経費についての削減や節減を継続して実施することに加えて、臨時的経費につきましては、先ほど、総務課長が回答させていただきましたが、緊急性の高いものなどを優先しつつ大型事業など単年度に集中しないような事業の平準化を図りまして、各年度の予算についてしっかりと優先順位をつけて編成していき、一般財源の削減を図りながら、不足する財源につきましてはふるさと納税の活用を含め検討していくことで、公約の一つでもあります給食費の無料化を実現していきたいと考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

9 番（坂本玲子君）

不要な車などを処分してもね、6,500 万にはとってなりませんので、ぜひその精査できることは精査していただきたいと思いますが、心配するのは町長が公約実現のために福祉や教育分野の予算を削られて、町民が困ることになりはしないかということで私は心配をしています。

町長はほかにも高齢者のタクシーチケット配布をうたっていましたし、今議会には職員の増員も計画されています。これらにかかる費用は大体どれぐらいを見積もっていますか。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。

タクシー券の配布につきましては、先ほどの健康福祉課長のほうの回答とかにもありましたけれど、現時点では制度設計について検

討するということを予定しておりまして、具体的な経費につきましてはまだ算出のほうはできておりません。

今回提出させていただいております、職員の定数条例、あの条例に関する職員定数7名増、これは7名が全て増した場合でありますけれど、その場合の人件費につきましては、7名分で約2,400万円を試算しております。これは一応条件をつけておりまして、大卒の新規採用ということで算出した金額ということになります。本給、そして給料のほかに共済組合等に支払う保険でありますとか年金でありますとかそのようなもの、そして賞与、そのようなものを計算しました金額ということになっております。以上でございます。

9 番（坂本玲子君）

本当に全部あわすと8千万以上ね、今から毎年いるお金ですので、本当に大変なことになるとは思います、一つの提案をさせていただきたいと思います。

前回も提案をしましたが、ふるさと納税、平成25年度には101万円だった寄附額は堀見町長のとき、約200倍以上になって、令和2年度では2億3,759万円となっています。1年間で約1億円以上自由に使えるお金が増えたこととなります。この事業は8年間ふるさと納税を充実させ、増やす努力をしてくれた職員の皆様のおかげだと思っています。給食費無料化や高校生までの医療費無料化はこれを活用すればできるんじゃないかなと私は考えています。

しかし、ふるさと納税はだまっけていても増えるものでも、来年度も確実にお金が入ってくるわけでもありません。ある町では子育て教育に力を入れると宣言し、それを宣伝することで、同じ思いをする日本中の方からふるさと寄附が多く集まり、安定的に運営できているという話を聞いています。ふるさと納税をもっと増やすための努力もしていただきたいと思います。

さらに、佐川町では産廃施設の建設が決まりまして、日高村の場合は産業振興策の一つとして保育料軽減を実施をしました。振興策の一貫としてやっていくことも検討していただきたいと思いますが、それについてはいかがでしょうか。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。

公約である事業を実施するにあたりましてはやはり町負担となる経費については町税とか、地方交付税の一般財源で賄っていくこと

となろうかと思えます。それでも不足する財源につきましては、先ほど坂本議員が言われましたとおり、ふるさと納税の寄附金等の活用含めて検討していきたいと考えております。

そして、地域振興策としての一貫の事業については、期間や額などを定めて、交付されるものでありまして、継続して実施していく給食費の無料化などにつきましてはソフト事業の財源ということよりはやはり、現在のハード事業の財源として実施していくことが適当でないかと考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

しかし、現実にはですね、日高村はそれをやっています。保育料の軽減をね。その振興策で。だからそれも検討の一つとして加えるっていうことはありえるんじゃないですか。

町長（片岡雄司君）

確かに日高村さんはその保育園の、保育料の無料化ですかね、やっておったと聞いてはおります。今のところ先ほど回答させていただきましたが、ハード面の計画を立てておりますので、もし、仮にソフト面のほうにも、あの、打ち込んで、お金をやり入れていくことになればですね、やはりもう一回見直しも含めてが必要となります。現在のところはハード面の事業の財源として活用をするということで進めていますので、御理解をいただきたいと思えます。

9 番（坂本玲子君）

では、町長の行政報告や公約についてお伺いします。

行政報告では図書館は図書館は複合施設にしないとの発言がありました。しかし、先日の議員全員協議会の説明では、発明ラボの中で音の出る大きな機械とかは置けないのでそのままにするが、放課後発明クラブや情報関連のものは図書館に置くという説明だったと思いますが、町長それで間違いないですか。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。

発明ラボにつきましては現在の施設、役場の真向かいにあります歯医者さんのあとの施設を活用させていただきます。図書館の機能で発明ラボを併設するということで進んでおりましたが、行政報告でも述べさせていただいたように、その情報、交流関係ということで、ものづくりではなくて、子供の、子供たちがですね、パソコンを使ったりですね、そういったことでもものづくり、ものづくりじゃない

です、なんかその情報教室みたいなのをやって、機械は全ては持って行くことも考えておりません。

行政報告でもさせていただきましたが、完成してから残り 8 年で機械もですね、どうするかということに差し掛かってくると思います。今の現状で地方創生にお金を入れたですね、5 千万以上の約 1 億近い機械を更新していくことも新規で考えていけないということもありますので、音の出ない機械をとりあえず 1 台 2 台持って行って、パソコンとつないでこういうことができるんだよというような広場というか、交流施設にしていきたいとは考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

じゃあ、先ほど私が説明しましたように、音の出るような大きな機械は持って行けないけれども、放課後発明クラブとか、その情報関連のものは持って行って置くという理解でよろしいですか。

町長（片岡雄司君）

そのように理解をしていただきたいと思います。

9 番（坂本玲子君）

ということは、ある意味複合施設でもあるのかなと私は感じましたが、まあ、もう 1 点、放課後子ども教室、放課後児童クラブの施設整備を実施するという公約がありました。特に放課後児童クラブの皆さんはしっかりした独自の建物がいつできるか楽しみにしています。クラブの皆さんと学校の関係があまりしっくりいっていない現状があります。この公約に関してはどの様なものをいつ建設をする予定なのかをお聞きします。

町長（片岡雄司君）

お答えをいたします。

放課後子ども教室、放課後児童クラブ、今佐川小学校のほうでやっている、私も教育委員会のほうにありましたのでお世話になりました。佐川小学校で実施している放課後子ども教室の建物につきましては、かなり老朽化も進んでおり、修繕を何回か私もさせていただきましたが、やはり安全性を考えますと、建て替える必要があると思っております。また、支援員の方々にもお聞きをしましたが、子供たちにとって安全な施設をお願いしたいという声も十分お聞きをしております。

建設までには単年度で実施するのではなくて、委託業務、建設と

わけて複数年で実施したいとしておりますが、年度につきましてはまだ協議をしておりませんので、未定であります。予算につきましては国、県の補助を活用して実施をしていきたいと考えております。以上です。

教育次長（吉野広昭君）

児童クラブについて、私のほうからもお答えさせていただきます。現在ですね、児童クラブ、今佐川小学校で1棟の中に2クラス、で、教室棟の中に1クラスの3つあります。それをあわせて3つの教室について1棟の建物にできるような実施設計にかかる見積もりを今お願いしているところです。

こちらにつきましてはまだ予算計上前ですけれども、まあ、来年度予算のほうに教育委員会として、結果はともかくですね、計上する予定で準備を進めております。

9 番（坂本玲子君）

ありがとうございます。見積もりが早くも進んでいるということで、期待をしたいと思います。

最後に、一言、町長にお願いしたいと思います。

町長は大勢の方に応援していただき、見事当選されました。応援してくれた方からのいろいろな願いがあるかもしれません。それに対して経費を湯水の様に使ってはすぐに財政難になります。現に今も職員が困っているっていうふうな声も聞きます。基本は町の方針に従って、誰が言おうと同じ対応をすることです。片岡町長は町長になったからにはみんなの町長です。応援してくれた人だけを優遇するのではなく、公明、公正、公平に対応し、誰か1人の利益ではなく、全ての町民のための行政を展開していただきたい。また、未来を見通した健全財政のために、しっかり頑張っていただきたいということをお願いしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（西森勝仁君）

以上で、9 番、坂本玲子君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため、1 時 30 分、午後 1 時 30 分まで休憩します。

休憩 午前 11 時 45 分

再開 午後 1 時 30 分

議長（西森勝仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、5番、橋元陽一君の発言を許します。

5番（橋元陽一君）

このたび、5番議員として2期目に入ることになりました。どうか皆さん、よろしくお願いいたします。

最初に、任期1年目から2期目にかけたこの8カ月間で議会事務局長が2度にわたり長期間不在となる事態がおきたり、さらに、町長が交代するという経験をする事になりました。多くの町民の皆さんも困惑されたり、また、職員の皆さんや、議会事務局の方々にも大変な負担がかかったのではないかと感じております。新しく就任された町長、並びに議会議長に対しまして、議会のこの場をお借りしまして、一議員の立場からになりますが、何よりも、町民の皆さんの命と暮らし、福祉を守る行政の専門家集団である職員の皆さんが、日常の仕事に専念することができますよう、リーダーとして責任ある行動をとっていただき、これからもまちづくりの先頭に立っていただきますよう、強くお願いしたいと思います。

また、再登場された河添事務局長におかれましては、退職をされてからも再任となり大変だと思いますけれども、議会の民主的な運営に御尽力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

私も、「町民の皆さん一人一人が大切にされるまちづくり」、「佐川に住んでよかった」と、声ひろがるまちづくりに全力を尽くしていく所存でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、質問に入っていきたいと思っております。

最初に新図書館建設にかかわる町長の考えをお聞きしたいと思います。

新図書館は多くの町民の願いを町として受け止めて、令和5年度末の開館を目指して建設計画が進んできております。町長も教育次長時代から、議会事務局長、そして、現時点まで直接的に、間接的に新図書館建設に関与されてきてると捉えています。2012年11月、4,237筆の署名が集められて、町議会に請願書が提出されました。その当時、場所については旧法務局の町有地が検討されていましたが、議会が青山文庫との複合施設の検討を附帯決議としてつけたことを受けまして、図書館移設に向けて検討を進めてきてた図書館整備検討委員会としては、複合するかどうかは町に委ねる判断をしたところ

ろでございます。

その後、町は議会の多数意見を踏まえ、図書館、青山文庫、そして発明ラボの3つを合築する方針で変更する判断をして、場所の検討も進めてまいりました。そして、今年の3月議会で、新たに町民の皆さんの陳情署名を受け、青山文庫を切り離し、新図書館と発明ラボの複合施設として整備建設を進めていくことで動き出しました。

こうした経過を踏まえまして、2012年から図書館の構想、また、設置場所が二転三転したことにつきまして、町長、どのように捉えておいでなのか、図書館そのものの構想と、それから建設場所の決定の経過等について、町長の捉え方の説明をお願いしたいと思います。

町長（片岡雄司君）

橋元議員の御質問にお答えをさせていただきます。

経過と見解ということですが、経過につきましては先ほど橋元議員もおっしゃられましたが、平成24年度に図書館建設を求める請願書が、多くの住民の署名、約4,200人を添えて提出され、翌年には町議会で意見書が採択され、その後、建設について具体的な検討に入っております。

それで、図書館の整備につきましては、私の見解としましては、本来の持つ機能を充実させながら、図書館としての機能を充実させるとともに、近代的な内容を取り入れるなど利便性を向上させることが優先であると考えております。また、それ以外にも、本を借りるだけの機能から、知り、学び、体験するといった多様性のある学びの、学びができる拠点であると考えております。以上でございます。

5番（橋元陽一君）

設置場所の動きについては、町長としての見解なんか持ってらっしゃいますか。

町長（片岡雄司君）

設置場所の今のことにつきましては、最初、当初ですね、私も教育次長のときに話がありましたが、焼酎蔵のところ、司牡丹通りに、あこにということで進めておりましたが、前町長の方針が変わりまして、今の現在の図書館の隣の町有地のほうに設置するということで、私はそちらのほうは全くいい場所になったのではないかなと考えております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

はい。じゃあ、そうした図書館の構想そのもの、それから場所についての町長の見解を踏まえまして、先に進めていきたいと思います。

町民の願いは、文教の町佐川にふさわしい図書館、誰にも使いやすい図書館にしてほしいということは一貫してきてると思います。そして、これまで佐川町が育んできた人、文化、歴史、自然などに加え、最新の自然科学や社会科学、人文科学の知的拠点、情報の拠点としての機能を備えた図書館にしてほしいという声を受け止めて、住民参加で議論が積み上げられて作成されてきたのが、佐川町新文化拠点整備基本構想だと私は捉えております。もちろん、課題もたくさん指摘もされて、引き続き、検討が進められて、練り上げられていくかと思うんですけれども、この基本構想と町長が描かれて、先ほども少し答弁いただきましたけれども、図書館、新図書館構想そのものに違いがあるのかなのか、違いがあるとしたらこういうところがあると具体的にお答えいただければと思います。

町長（片岡雄司君）

大きな違いはありませんが、先ほど答弁させていただきましたが、今度、新しく建てます新図書館につきましては、図書館機能を充実させ、また、近代的な内容を取り入れるなどそういったことにも取り組んで、新しく取り組んでいきたいと考えておりますし、本を借りるだけの機能ではなく、先ほど橋元議員も言われましたが、情報を交換するなど、情報を知りうるなど、そういった知り、学び、体験するといった多様性の学びのある拠点づくりを目指しております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

そうしますと、坂本議員の答弁の中にもあり、また、町政報告の中でも触れられてることと思うんですけれども、今、確定をされている基本構想の中、5 大方針、5 つありました。そのうちの 1 つが図書館と発明ラボと文化施設のネットワーク化を見据えた整備、変更点ということで指摘もされて、議論が進められて、今町長は一定の見解で発明ラボの設置の仕方については検討を進められているということで、大きくこの 5 大方針については変化はないというふうに確認していいのかどうかお答えをお願いします。

教育次長（吉野広昭君）

御質問にお答えさせていただきます。

まず、大きく抜本的に変えることは考えておりません。町長とも何度もすり合わせをしましたけれども、発明ラボの機能全てを否定するということではなくてですね、学校教育なり社会教育上で効果があると思われる発明ラボの取り組みについては図書館で行う事も考えております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

はい。そうしますと、新たな図書館の構想の位置づけに加わって、それに影響がない範囲で発明ラボの可能な取り組みを取り入れて、新しい新文化拠点がつくられていくというふうに踏まえて、先に進めていきたいと思います。

それでは、教育委員会のほうでこの 10 月 1 日付で教育委員会が発信されています、佐川町新文化拠点、仮称ですけども、整備基本設計業務プロポーザルの実施について、進捗状況の説明を求めています。このプロポーザルはどのような日程、内容で進めていく計画であるのか。あるいは、また、当初の思惑と町長の交代で変更されたことがあるかないか含めて説明いただければというふうに思います。

教育次長（吉野広昭君）

お答えさせていただきます。まず、スケジュール的なことをお答えさせていただきます。先ほど橋元議員の御質問にもありましてとおりますね、基本設計の事業者の選定につきましては 10 月の 1 日に佐川町のホームページで募集を開始いたしました。

期限、具体的に言うと 11 月の 19 日が期限とさせていただいてましたけれども、までに、14 業者の方から参加の表明があっております。で、その後、事務的な確認など書類選考を行った上で、11 月 28 日に審査員による、オンラインになりましたけれども、オンラインで二次審査に残る事業者を 4 社にしぼっております。その後、今後の予定としましてはですね、その 4 社によるプレゼンテーションを 12 月の 12 日、公開で文化センターで行う事としております。

なお、その後の手続としましては、予定としましてはですね、その審査結果の公表を 12 月の 20 日ごろに予定しております。で、その最終的に選考いたしました事業者と今月中には契約するというような予定になっております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

はい。そうしますと、基本計画の中で提示されている工事費が約5億円、税別ですけれども、設備や重機、それから外構等を含んでの予算が設定されて、工期としては令和5年度の6月から6年の3月に向けて1年間かけて工事を進めていくということでプロポーザルも行われてきてるのかと思うんですけども、この間、町長選等含めてですね、プロポーザルでの実施に向けて業者のほうからもさまざまな質問があったかと思うんですけども、大きな変更がないということを設定しながらも、当初の計画からしたら融合施設でなくなっていますので、そこらへんから業者とのやりとりの中で、選考過程に何か影響が、影響を及ぼしたことがあるのかないのか、あった場合についてはどのように対応されたのか少し説明いただければと思います。

教育次長（吉野広昭君）

お答えさせていただきます。参加する業者さんからはですね、いろいろと新聞を見た上でですね、質問があっております。ただ、教育委員会の方針としましては、公募を始めた条件面でそのまま以前決めておった整備の方針のままで、プレゼンテーションを行って、あの書類ですね、書類の作成業務を行っていただくように回答をさせていただきます。

内容につきましては、先ほども言いましたとおり、発明ラボの取り組みを全てを否定するということじゃないんですけども、具体的にどういう機能を移すかということは、今後、また検討の課題の一つであるとは思っております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

と、しますと、現在4社にしぼられて、二次審査が行われた段階で、最終的に今月で結果1社を選んで今月中に動き出したいという説明でしたけれども、発明ラボのどういう分野をどういうふうに入れるかっていうのは、この設計の段階では具体的にはまだはっきり明記はされないという認識で進むのかっていうことでいいのかどうか、ちょっと答えていただきたい。

教育次長（吉野広昭君）

まだちょっとこちらのほう、教育委員会としましても絞り込みがまだ詳細にわたって精査できてない状況です。今後、事業者が確定したら事業者というか設計業者も含めてですね、詳細について絞込んでいきたいと思っております。

5 番（橋元陽一君）

一次審査に向けて業者のほうからさまざまな形で委員会のほうに問い合わせがあって、委員会のほうで答えられた中に、新町長がまだ未着任の状態であって、現段階の回答ではどういうふうに発明ラボとの関係については具体的に、どう変更するかは答えるの困難だということを答えられて、さらに、計画の再検討も考えられ、プロポーザル自体のスケジュールも変更もありと。そういうことを承知のうえでプロポーザル参加の参加準備をお願いするというふうに答えられていて、それを今、こういうスケジュール化されて、具体的に答弁いただきましたので、こういうことは一切なくして、思惑は当初の予定どおりに図書館建設が進んでいくという捉え方でいいということちょっと確認させていただきたいんですけども。

教育次長（吉野広昭君）

はい。お答えさせていただきます。

まず、大前提としましてはですね、かなり御要望いただいてから年次が経過しております。私どもの思いとしましてはですね、まずは令和6年に開館ができるようなことを最優先してですね、取り組みたい、でいきたいと思っております。

5 番（橋元陽一君）

そうしたこうやりとりが、できるだけ私は可視化されていかなければならないというふうに思います。図書館整備検討委員会も今は名前が変わってるかと思うんですが、議員が参加した検討委員会も立ち上げられているかと思っています。ぜひ、こうした経過が可視化されて、経過が共有できるような形でこれからも進めていっていただきたいということを強く要望しておきたいというふうに思います。

それで、改めての確認になるかもしれませんが、この図書館建設に向けて具体的なスケジュールを決めて動き出しています。で、既に基本構想改訂版も出され、整備基本計画の策定案も途中ですけども発行されて、一応、目に見える形にはなっております。ホームページを見たらあきらかです。この、基本構想の改訂版が今年8月の段階で完成されています。その中で、どうやってこの、どこで、どういう検討を進めてこの改訂版が策定されたのか、ちょっと説明いただければなと思います。

教育次長（吉野広昭君）

お答えさせていただきます。

まず、当初の基本構想のほうはあくまで青山文庫と発明ラボと図書館とを一体的に整備するというのが大前提になっておりました。その後、青山文庫と図書館というふうな、あ、ごめんなさい。発明ラボと図書館の一体的ということで、青山文庫のほうは切り離されたような形になってます。前回の改定につきましてはですね、基本構想、当初の基本構想から青山文庫を切り離したような形で策定をしております。策定委員会のほうにつきましても、当然、大前提である、3つの施設のほうが複合的に融合して設置するという方針から、発明ラボと図書館の2つになったというようなことで、会議で委員さんのほうに御説明させていただいたうえでですね、現在の改訂版の作成につながっております。

5 番（橋元陽一君）

その検討されてきたのが委員と言われましたけど、それは教育委員会なのか、それとも整備検討委員会なのかどちらの委員。

教育次長（吉野広昭君）

それはですね、基本的にはお諮りしたのは策定委員会の皆さんです。ただ、教育委員会のほうの教育委員さんのほうにも逐一御説明をさし上げて御理解をしていただいております。で、合意の上で改訂のほうの手続に入っております。

5 番（橋元陽一君）

はい。ぜひ、教育委員会、それから策定委員会等含めてですね、協議した形で契約が進んでいくように、ぜひ、手立てをしていただきたいというふうに思います。

ホームページにも若干掲載されていましたがけれども、ホームページだけではちょっと不十分かなと思ってますので、改めて質問をさせていただいてるところでございます。

そして、新文化拠点の整備基本計画のほうもですね、現在、策定中ということで、9月17日の段階で案がホームページにも掲載されているかと思います。この基本計画の検討されてきた組織というか、どこで検討されてきたのか、それからこれがどんなふうにさらに検討されてるのか、ちょっとスケジュール的なことを含めて御説明いただければというふうに思います。

教育次長（吉野広昭君）

こちらのほうですね、検討委員会とか策定委員会のほうの5人の議員さんの方が参加していただいております、策定委員会のほうで議論

して、協議をしたうえで、進めております。

で、年度内になりますけども、先ほど全て図書館と発明ラボと一体的に整備するという方針から、町長のほう、所信表明にもありますとおりですね、若干、全てではなく、一部の機能について発明ラボと連携を図るという方針なので、ちょっと具体的にそのどういう取り組みを図書館のほうに移すのか、あるいは担ってもらうのかというようなことまでちょっとまだ精査ができてないですけども、今後、若干見直してですね、具体的に発明ラボの機能の取り組みで連携を図っていくもの、あるいは一体的に行うと、図書館でも行うということについてちょっと絞り込みをしていきたいと思っております。

5 番（橋元陽一君）

そうしたこの新町長に変わりました、変更されていく点も含めながらやっぱり計画策定委員会でこれまで動いてきてますので、そこを軸にしながらその説明をし、今後この動きが全体に共有できるようにぜひ手立てをしていただきたい。そういうことを強くお願いをしておきたいというふうに思います。

本当に町民の皆さんが10年にわたって願いがやっと実現する見通しができてるところで、新たなまた大きな変化で揺れ動いてますので、しっかり町民の皆さんに見える形でこの図書館建設は進めていっていただきたいということを再度お願いしてこの項の質問は終わりたいと思います。

2つ目に入りたいと思います。

県の新産廃建設の動きについては、私自身も半年以上おくれて後追いをしながら会議や対策の情報を入手してきてる状況であります。しかも、情報入手が不慣れで不十分でもあり、中途半端な認識のまま議会での質問に至ったり、準備をしてきたりという事態が続いてきております。9月議会で次の地元の説明会の日程はということで、答弁は町のほうも11月ごろと把握されていたようですけども、11月の開催にはなりませんでした。本日、12月19日付の案内文をいただきました。こうした中で、県の整備専門委員会のほうは第2回が今年の7月、そして、第3回が今年に入ってから1月、そして、第4回がこの前の11月17日と開催をされてきてます。その案内はこれ県の管轄ですけども、ホームページで1週間ぐらい前に提示をされて、会議、その議事録は、数ヶ月後のあとになって掲載をされてる動き

です。この議会の流れと全然ずれてきてますので、なかなか議会で取り上げにくい状況にもなってきております。

この間、本体工事の予算がこの前の6月県議会で提案をされ、それに対して建設費の市町村負担が大きくなるから削減せよという質問を受けて、県が、県の執行部がですね、検討するということを答弁してることが新聞報道されたことをこの前の9月議会でも取り上げました。この本体工事の予算に関して、11月17日に開催された、第4回整備専門委員会で約14億円を削減したことが報告をされています。配布された資料の中に、なぜ予算変更したのかの経過は記載をされておられません。これは議事録で確認するしかありません。

県の施設ですから、建設ですけども、県内104カ所の候補地から佐川町加茂に建設を決定し、県と町が確認書を交わし、進めてきておりますけども、本体工事にかかっては地元住民の方々は蚊帳の外におかれてるのではないかとと言っても過言ではないかと思っております。ぜひ、議会としても新産廃の動向を確認していく責任があると思いますので、県の動きに対しましてもしっかりと議会のほうにも報告もいただきたいなというふうに思っているところでございます。この17日の整備委員会では15名の傍聴者が参加しているという掲示がありました。この11月17日、第4回整備専門委員会に町の担当課からどなたか傍聴参加をされたのかどうか。もし、参加されたのであれば、傍聴された職員の方が職務としてお聞きもし、資料としてまとめて何か町長なりあるいは課長のほうに報告されてるものがあるかないか確認をしていきたいと思っております。

町民課長（片岡和子君）

橋元議員さんの御質問にお答えさせていただきます。11月17日に開催されました、県の第4回整備専門委員会のほうには町民課より、職員1名が参加させていただいております。

報告書、資料としてまとめたものはございませんけれども、出席いたしました職員からは前回の専門委員会で委員より出されました疑問や意見に対して、丁寧な説明がされていた。また、施設の安全性を確保しながらも仕様等の見直しにより、事業費の圧縮も図られ、設計内容につきましては各委員の理解を得ることができたと聞いております。以上になります。

5番（橋元陽一君）

第4回の整備委員会では資料4とナンバー打たれて、概算事業費

及び事業スケジュール等についてが、配布をされています。今、町職の方の傍聴に参加された方の報告とほぼ同じ中身がそこには掲載されているのかなというふうには思っています。この配布された資料は見ることはできますが、14億円の本体工事の予算をなぜ削減したのか、なぜそういうことになったのかという経過等は一切、多分口頭で報告されてるかと思うんですけども、それは議事録でしか確認できないものかなと思っております。

で、なぜ私がそういうことを言うかというと、第3回の整備専門委員会の中で、さまざまな委員の皆さんから意見を出されている経過があります。議事録を見ればそれは明らかです。その委員さんの方々から意見が出て、県議会でもそうやって削減の意見も出て、ただ、整備専門委員会の中では表面的なことしか見ることは、ホームページで見る事ができませんので、ぜひこうした経過については町のほうもしっかり説明を受けて、まとめて何か疑問等があれば、県のほうにも要請をするといった、町としての役割もあるんじゃないかなと思うんですけども、課長、その参加された職員の方からの報告を受けて、何か疑問点とか、県に対して要請することとかを考えられなかったかどうかお聞かせいただければというふうに思います。

町民課長（片岡和子君）

御質問にお答えさせていただきます。

まず、連携、あ、ごめんなさい。専門委員会の内容につきましては、新町長就任後の11月の5日の日にこれまでの経過であったりとか、見直し後の施設整備費用についての概要説明をしていただきました。また、11月の24日には事業の実施主体でありますエコサイクル高知より、施設の基本的な構造等の見直し状況であったりとか、概算事業費、それから事業スケジュールの説明をいただきました。

説明を受ける中では、やはり、安全第一。第一には安全基準をきちんと満たしているかどうか、その点につきましてはしっかり確認をさせていただき、安全性を確保したうえで、部材の見直しなどを行っているとのお答えをいただいているところです。以上になります。

5番（橋元陽一君）

新町長体制になられて11月5日、24日と県と、それからエコサイクル高知のほうから概算の説明は受けたという経過であります。

議会のほうにはそういう参加の呼びかけはなかったのか、しなかったのか、誰が判断されたのかお聞かせいただければと思います。

町長（片岡雄司君）

お答えをいたします。

私が町長が交代したということで、まず、県とエコサイクルセンターのほうの説明にいきたいということで説明を、概要説明を受けさせていただいております。

また、議員さんのほうにはしっかりとその今月行われます住民説明会のあとで、説明をするような方向に進んでおると思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

5 番（橋元陽一君）

確認書に基づいて県と町のほうでつくられてる連携会議第2条第5項、「施設の整備にあたっての調査、設計及び建設工事に関すること。」このこともですね、本来であれば町長がお一人で県とあるいはエコサイクルとのやり取りをされるのではなくて、本来であればこの連携会議は機能しなければならないのではないかというふうに思います。

昨年、11月27日、第5回の連携会議、25分で終わっています。また、第4回も25分で終わっています。これはもう協定書にかかわっているのは作業レベルの段階なので短時間で終わってるのかなと思ってます。けれども、新たにこうした本体工事、14億円もの大きな予算編成がなされるのであれば、改めてこの連携会議の機能が問われるのではないかなと。責任が問われるのではないかなと私自身も捉えて、こうして今質問をさせていただいてるところであります。年に1回、この連携会議のあり方、それからこの間、議会の報告もあとあとになってきてて、議会のほうからも要請がされて、検討委員会の構成もされたかと思ってます。

ぜひ、そういうことをしっかり受け止めていただいて、何よりも加茂地区の皆さんが安心安全の施設となるような手立てを尽くし、尽くすというような観点ですね、町長のほうには捉えていただきたいと思うんですけども、いかがですか。

町長（片岡雄司君）

お答えいたします。

橋元議員のおっしゃることは当然のことだと思います。今後、地域の住民の方々にはしっかりと説明をさせていただき、また、町執

行部に対しましても高知県、また、エコサイクルセンター高知、そちらのほうにもしっかりと要請をして町、また、議員の皆様にもしっかりと説明をしていただくように、今後も伝えてまいります。よろしくをお願いします。

5 番（橋元陽一君）

改めて、そうした県とのやりとり、あるいは間にはエコサイクル高知が入ってきますので、なかなかこう、町と県とエコサイクルのやりとりの動きが見えにくくなってくると思いますので、ぜひ、そういうところは手を尽くしていただいて、見えるように、私たちにもしっかりとそれを把握できるように手立てをしていただきたいというふうに思っています。

この間、早急に連携会議も開いていただいて、今進んでいます本体工事、作業道路、進入道路、それから本体建設工事が具体的に進んでいくと思うんですけども、私は従来お願いしてきてきましたが、町民が参加をできる、町民の声が届くようなそういう組織をぜひ立ち上げてほしい。地元の下川議員からの質問にもありました。これから結ばれていく環境協定書の中には、そうした協議会を組織するということありますけども、できてから協議会じゃなくて、できる前からさまざまな声を受け止める組織が私は必要だと。環境協定書案の中に提案されているこの協議会、今からでも立ち上げてですね、ぜひこう、町民の皆さんが参加できる形で本体工事と含めて建設工事に係って町民の声も受け止めるような組織を作っていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

町民課長（片岡和子君）

橋元議員さんの御質問にお答えさせていただきたいと思います。

確かに、環境保全協定の中に住民の方も御参加いただく連絡協議会のほうを設置するというような条項がございます。本体工事に着手してからではなく、今度、住民説明会のほうで環境保全協定書の最終案をお示しするようにしております。その後、議会の皆様にも住民説明会の内容等につきまして、御説明させていただきたいと考えているところで、それに合わせまして、協議会のメンバー、御参加いただく方のメンバーにつきましても、御相談させていただきたいと考えておりますので、早急に連絡協議会のほう、つくるようにしていければとは考えております。以上になります。

5 番（橋元陽一君）

はい、ぜひ、そうお願いしたいというふうに思います。必ず組織をしていただきたいということを重ねてお願いしたいと思います。

それで、地元説明会の日程が決まって提案をされております。この地元説明会の日程についてを概略で構いませんので、こういった中身でどういうふうで開催するのか、概略で構いませんのでこの場で説明いただければというふうに思います。

町民課長（片岡和子君）

本日、お手元のほうに届いております、住民説明会の内容につきましては、12月19日の日曜日、午前10時からと午後6時から、加茂小学校体育館のほうで、2回開催するように予定をしております。

説明させていただく内容につきましては、新処分場の構造等の概要について、また、環境影響評価及び環境保全協定書の最終案について、そして地域振興策及び周辺安全対策の取り組み状況、町実施分につきましては、そして、長竹川の増水対策、周辺安全対策の取り組み状況につきましては、それぞれ説明させていただく予定としております。以上です。

5番（橋元陽一君）

はい。説明会の概略は大体つかめたのかなと思いますけども、参加、住民の方々への参加の呼びかけ、うしろの方に送迎バスのスケジュール等もありますけども、参加の呼びかけはどの様に行うのか。本来これまでの地元説明会の参加者はおおよそ平均が1割ちょっとくらい。地元住民の方ですね、だと思ってます。こうした最終盤で極めて重要な案件についての説明もありますけども、具体的に従来と異なる住民の皆さんへの参加の呼びかけについて、何か検討されていることがあるのかなのか、現在、検討されていることがあれば、御説明いただければというふうに思います。

町民課長（片岡和子君）

はい。これまでと同じ様に、実は12月の3日付で県から加茂地区の全世帯へ案内文書を現在発送させていただいているのみにっております。今後、もっと効果的な呼びかけ、参加のお誘いできないかというところは、また改めまして検討させていただければと思います。以上です。

5番（橋元陽一君）

道の駅につきましては、新町長が年内に5カ所、年明けてから6カ所地元説明会を開催されていくということで、新町長の道の駅に

かかわる構想を御説明されていくということも先ほどの答弁の中でもお聞きしております。ぜひ、この新産廃のことにつきましても、今までの県任せの参加の呼びかけではなくて、やっぱり町としてこの施設に向けてしっかり住民の皆さんにも向き合っていただくような手立てをですね、声がけをぜひ検討していただきたいというふうに思います。議会については住民説明会の後に計画されてるってことですが、やっぱり地元の住民の方々に対してきちんと説明ができる、説明の場を町としても要請をしていく、そういう役割があるんじゃないかなと思って質問させていただいてます。ぜひ、住民の説明会の参加に向けて、あんまり時間はありませんけども、何らかの形で手立てをしていただきたいなということをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

町民課長（片岡和子君）

すいません、住民説明会の参加の呼びかけにつきましては、先ほどお答えさせていただいたようなところなんですけれども、本体工事の着手、工事内容が決定した折には、県のほうに町長等と一緒に各地区のほうに御説明にあがるようにただいま検討しておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

5 番（橋元陽一君）

はい。そしたら、いろんな行事と重なりますので、改めて日程も組みにくいと思うんですけども、県と町長が地元に向けて本体工事に関わっては改めて説明会を開くということですので、日程が決まり次第、早めに議会のほうにもお知らせをしていただきたいというふうに思います。誰もが自由というわけにはいかないかもしれませんが、地元の方々を中心にしながら、関係者、関係、関心のある方々が参加できる手立てをぜひ講じてほしいなというふうに思います。

そして、この地元説明会で報告されます、環境保全協定書の素案の締結に向けてであります。これまでも議会の中で何回か取り上げてまいりましたが、環境協定書素案作成について、町としてどんな形で参加をされてるのか、されてないのか、その参加されたときの会議っていうのは、議事録で残されてるのか残されてないのか御答弁いただきたいと思います。

町民課長（片岡和子君）

お答えさせていただきます。

環境協定書の作成につきましては、作成にあたりましては、アンケートに寄せられた御意見をもとに、まず、3者の担当者間で案を作成いたしまして、佐川町長と参加のもと、3者で協議を行いながら修正を施して皆さんにお示しをするようにしております。

会議の要点等のメモにつきましては、少しだけあります。以上です。

5 番（橋元陽一君）

地元との、代表して町がエコサイクルとそれから県と協定書を結んでくるわけですので、ぜひ、町民の皆さんに見えるものが必要かなというふうに思います。ぜひ、オープンな状態でこうした作業が進むような手立てをしていただきたいと。

なぜ、そのようにこだわるかと言いますと、環境協定書とか確認書というのは、私は本来、法的な拘束力が非常に弱いというふうに思っています。住民の皆さんのほうから何かあったときにこうした問題を取り上げてくるのはこの確認書や協定書案、非常に弱いもの、法的には弱さがあるんじゃないかというふうに思っているからです。環境協定書素案の甲と、それから確認書での甲の違い。同じ甲なんですけれども、確認書では高知県であります。で、代表が知事でありました。環境協定書素案の甲はエコサイクル高知、公益財団法人です。の、長。副知事が多分座られると思いますけども、こういうふうな相手が違う形ですね、文書が交わされていくことになります。しかし、計画を見ると、このエコサイクル高知と県が別途に文書で確認をしてるんじゃないかなと思われるんですけども、そこらへんについて、町として把握されてるものがあるかないか。また、町に向かって提示されたものがあるかないか御説明いただきたいというふうに思います。

町民課長（片岡和子君）

環境協定書素案の甲と確認書での甲の違いについて、という御質問だと思います。

まず、確認書を交わしました令和元年7月の時点では施設の整備、運営主体がまだ決定しておりませんでした。そのため、高知県が責任を負うこととしてました。その後、令和2年5月にエコサイクル高知が整備運営主体となることが決定したため、直接的な責任は当該財団が負うことになったものと理解をしております。なお、確認書の第3項及び環境保全協定書素案の第3条第2項に明記されてい

るとおり、施設の整備及び管理運営について、県が最終的な責任を負うことに変わりはないと理解をしております。

このことにつきましては、8月の、中止になりましたけれども、住民説明会の資料として工夫したものを作成いたしまして、加茂地区の全戸に配布させていただいているとともに、県環境対策課のホームページにも掲載されておりますので、3者間の共通認識を書面にしてしっかりと住民の皆様にお示ししているものと認識しております。

また、整備運営主体の決定にあたりましては、令和2年3月の財団の理事会において、県からエコサイクル高知に対しまして、エコサイクル高知が整備運営主体となった場合でも、確認書で明記している施設の整備及び管理運営について、県が最終的な責任を負うことに変わりがない旨を説明したうえで、同年5月の財団の臨時会におきまして受託の決定をしていると伺っております。

なお、この整備運営主体の決定の経過につきましては、令和2年7月に開催しました加茂地区の住民説明会においても県から説明が行われていると思います。以上です。

5 番（橋元陽一君）

はい。そしたら県の説明に対しまして先ほど触れましたけれども、第3回の整備委員会で、委員の中に国交省の公共事業の入札制度にかかわる委員がおいでまして、こうした公共施設の整備等運営を任せることは政策の説明責任の確保の点で非常に厳格な手続が必要だということも指摘をされております。それに対して事務局のほうは公共関与による整備運用を行う事を決定を、平成28年の基本構想で決定をして、県の直営下、第3セクターと。また、第3セクター方式であれば国庫補助を受けることもできると。そしてまた公募をするか随意契約かということも県で判断されて、今、報告をされた形で町に対して、あるいは町民に対して説明がなされてきてるかと思えます。

こうした経過、町と、あ、県とエコサイクルがどういう形で契約をしてるかというのも私たちにはわかりません。見えません。ぜひ、県の言い分だけで動かないように、ぜひ町としてもそうした文書でも開示されているもの、契約として交わされているものですね、確認をしていただきたいというふうにも思ってます。ぜひ、そうした受け入れ、町民の声をしっかり聞いて、施設を受け入れることを決

定し、動き出してる、佐川町としてですね、そうした責任ある行動をきちんと貫いていただきたいなということをお願いをしておきたいと思います。よろしくお願いいたします。

そして、確認書の中にこういう文言があります。第5項ですけども、甲、県ですね、施設の整備を進める過程において、佐川町加茂、長竹地区等建設予定地に近接する地域住民には施設に対する不安が今なお払拭されていないことを重く受け止め、施設の整備期間中及び施設の運用開始後においても必要に応じて随時、また、乙、町、佐川町の求めに応じて情報を公開するとともに勉強会の開催などを通じて、施設の安全等について地域住民及び県民の理解を深める取り組みを誠実に実施するものとする」と書いてあります。

だから、県がこうした会議を必要としない限り、佐川町が求めない限り、こうした情報発信はないという前提で確認書が記載されています。そうであっては私はならないというふうに思います。ぜひ、佐川町としてこうした県の動きに対してきちんと要求をして説明を求めていくということをやっていただきたいと。そういうことを確認するのが連携会議でもあるかもしれません。そこははっきり私はわかりません。

こうした佐川町の項をこうした本体工事、大きな工事が動き出した、動き出す前にしっかりとした形でですね、住民が参加できる連携協議会みたい、協議会みたいなのを組織してほしいと。先ほども検討するということでありましたので、ぜひ、今一度、こうしたことを踏まえて町としても県のほうに要請していくということを検討していただきたいと思うんですが、課長、いかがでしょうか。

町民課長（片岡和子君）

御質問にお答えさせていただきます。

橋元議員さんがおっしゃるとおり、確認書の第5項にそのような内容のことが書かれておりますので、今後は住民の皆さんの不安とか御心配に対応できるように、丁寧に説明していただくように県のほうにも要望してまいりたいと思います。ありがとうございます。

5 番（橋元陽一君）

はい。ぜひ、よろしくお願いいたしますと思います。

県と町の形だけの連携会議だけではなくて、今言われましたように、環境協定書の中にも盛り込まれている形で協議会が結成をされて、住民の皆さんが加茂地区で将来にわたり安心して暮ら続けるこ

とができるように、そして、建設の段階から施設に対しての意見や対策について住民サイドから声が上げられるように、しっかりとした形でそういう協議会が機能するように、町としても頑張っていたきたいということをお願いしまして、この項については質問を終わりたいと思います。

3つ目の質問に入ります。2017年の段階、1月1日の段階で70%の確率で南海地震が起これと想定をされて、現在進行中であります。私自身もなかなか予想を見ながら分析することができなくてですね、改めてこの場でお聞きしていくことになるかと思えますけども、こうした極めて深刻な状況が進む中で、町内の木造住宅の耐震化事業も進んできているところであります。

3月議会で2018年度、2019年度、2020年度という3カ年の実績報告もいただきました。そこで、2020年についてももう少し確認していきたいというふうに思います。

3月議会の報告では、耐震診断件数が68件、それから耐震改修の件数は35件、予算ベースで4,113万くらいということで、報告を受けているところであります。その後、この9月議会の決算報告で、当初予算、それから継続、繰越額と合わせて8,287万余、それから支出済額が6千万、繰越明許費が1,700万くらいとして報告をいただいております。2020年度だけの耐震診断件数と、耐震改修件数の実数がどうだったのか、それから、委託料、それから負担金、補助金含めたものは大体単年度でどれだけになったのか御説明をいただきたいと思えます。

建設課長（池内伸雄君）

お答えさせていただきます。

まず、実績件数につきましては、議員の言われたとおり耐震診断68件、耐震改修35件となっております。委託料のうち、耐震診断68件にかかった費用につきましては、現年及び繰り越しとともに117万5,448円。現年繰り越しとともに各34件、合計68件で、合計235万896円となっております。

負担金及び交付金のうち、耐震改修35件にかかった費用につきましては現年1,295万円、14件分でございます。繰り越し1,932万7千円、これが21件分でございます。合計3,227万7千円となっております。以上でございます。

5番（橋元陽一君）

単年度、2020 年度だけの耐震診断、それから耐震改修の実数は大体把握できたのかなと思います。

ちょっと今聞き取れなかったのですが、繰越明許費で 1,700 万の内訳をもう一回、すみません、確認させてください。

建設課長（池内伸雄君）

お答えさせていただきます。

まず、耐震診断の繰越明許のほうが 117 万 5,448 円、34 件分です。補助金にかかる分、耐震改修の繰り越し分としまして 1,932 万 7 千円、これが 21 件分でございます。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

この木造耐震化事業で耐震診断件数と、それから耐震改修件数、やっぱり年度をまたいで進行していくかというふうにも思ってます。業者との関係もあるかと思うんですけども、この耐震診断件数と耐震改修の件数、当然自己負担額で町民の方がやるかやらないか判断をされていくと思うんですけども、耐震診断をやって、改修をしていく段階で、諦めたり断念をしたりとか、そのようなケースも把握されてるかと思うんですけども、その耐震診断が改修につながらない場面というのは何か理由が把握されていることがあれば、御紹介いただければと思います。

議長（西森勝仁君）

休憩します。

休憩 午後 2 時 26 分

再開 午後 2 時 27 分

議長（西森勝仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長（池内伸雄君）

お答えさせていただきます。

橋元議員の言われたとおり、耐震診断から耐震改修までに進む割合、この事業が始まって以来の数字でございますが、47.6%となっております。言われたとおりですね、診断から改修まで、工事までつながる、残る 52.4%の方は諦めてるという状況になってます。これは、現在 92 万 5 千円の補助金を出しておりますが、200 万、300 万かかる人も中にはおられますので、その自己負担額の多さによっ

て諦める方がおられると認識しております。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

耐震診断をされて、改修に実際に移行するには自己負担額という一つの大きな壁が町民の皆さんには覆い被さっているということで、なかなか耐震事業が進まない課題になっているということが把握できてるのかなとは思いますが。これについてはもう少しあとで触れたいと思います。

あと、引き続きまして、2021 年度はどうだったのか。2021 年度も一応締め切りをして、期限が過ぎてからも申請があったりなかったりするかもしれませんが、そういうことを含めて 2021 年度の現時点での耐震診断の件数、それから耐震改修の件数、予算ベースでどれぐらい策定されているか御説明いただきたいと思います。

建設課長（池内伸雄君）

お答えさせていただきます。

2021 年度、当初予算では委託料 231 万 7 千円、負担金補助及び交付金 5,875 万 5 千円を計上しており、繰越明許費とあわせて耐震診断を 60 件、耐震改修を 40 件実施できるようにしております。

なお、本年度は申請件数が当初の予測を上回り、予算が不足する見込みとなっておりますので、本定例会に耐震設計及び耐震改修に 15 件の追加分として補正予算額 1,774 万 9 千円を計上させていただいております。

なお、現在の申し込みの状況ですが、これは締め切りが 1 月末となっておりますが、現在、11 月末ではございますが、今の状態でも申請取り下げられる方もおられますので、今押さえてる 11 月末現在の受付件数としましては、耐震診断 49 件、耐震改修 44 件となっております。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

1 月末をめどに申請手続が進行していくなかで、11 月時点での件数を確認をできたのかなというふうに思います。先ほど一度触れましたけども、こうした町民の皆さんの自己負担額の問題もあるかと思えますけども、業者に依頼していく場合、当然、町民の方が選ぶかと思うんですけども、町内業者の方がなかなか参加しにくい状況はないのかどうか。そこまで発注件数から業者の件数とか一致せずに町外に流れていく件数もあるかと思うんですけども、そこらへんを町内業者と町外業者の請負の状況っていうのは、町として把握さ

れていることがあれば御説明いただきたいなと思います。

建設課長（池内伸雄君）

お答えさせていただきます。

佐川町が業者自体をここにしなさいっていうことは一切しておりませんので、請負契約ですので、申請者の方と業者は、基づいて契約はしていただいていると思います。なお、耐震改修を請け負う業者につきましては、高知県住宅課が登録工務店の審査をしておりますが、10月末現在で高知県内の登録工務店数としましては、1,044件あります。そのうち町内の登録は14件となっております。以上でございます。

あ、すいません、ごめんなさい。追加で。

そういう状況ではございますが、佐川町の耐震改修実績ですね、平成30年度から令和2年度までの3年間の実績ですが、町内業者の比率は約33%、3分の1が町内での業者で施工されてるということになっております。以上でございます。

5番（橋元陽一君）

はい。ありがとうございます。

町内業者の参加のあり方で、もちろん町民の方自身が判断されますので、なかなか評価が難しいと思うんですけども、できるだけ町内業者が参加しやすいような工夫っていうか、が、必要なのかなっていうのはまた検討もさせていただきたいなというふうに思います。

そこで、3月議会のときにも提案いたしましたけども、自己負担額がなかなか大きくて、耐震工事をなかなか進めにくい、こうした町民の方々になんかこう救いの手がないのかなと思っていたのが、国土強靱化地域計画の促進と、それを連携させてこの耐震化事業を進めることができないのかなというふうに思って質問いたしました。

あと2022年度からは国土交通省からの事務連絡で、この国土強靱化地域計画に明記もされて、重点配備もされるという御答弁もいただいたのかなというふうに思っています。先ほど、今年度大幅に申請者も増えているってことでありますけども、この国土交通省からの事務連絡を受けて、重点配備された予算がこの中に組み込まれたのかどうか。組み込まれているのであればどのぐらいか、事業名目はどうなっているのか御説明いただければと思います。

建設課長（池内伸雄君）

お答えさせていただきます。

まず、国土交通省から示された本年度の住宅局関係予算の配分の方
向性について御説明させていただきます。

予算配分に関する取り扱い区分につきましては、重点的に配分、
優先的に配分、配分上考慮といった3つの区分に分かれておりまし
て、耐震改修に関する事業は国土強靱化地域計画に明記された事業
でありますことから、この3つのうちの優先的配分に区分されてお
ります。優先的に配分の用語の定義としましては、各事業の平均的
な配分率よりも高い率で配分するものとなっており、2021年度の要
望に対しまして満額の配分がありました。

なお、御質問のどのような事業名目で、どのくらいの額になった
かということにつきましては、耐震改修に関する事業として個別の
予算規模等は示されておらず、回答いたしかねますので、御理解を
お願いいたします。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

国のそうした予算を一定満額受け止めてですね、町内の耐震化が
進むと思うんですけども、町民の皆さんにとって先ほど言った最大
92万円の補助金の頭が上がるのかどうかですね、そこらへんはお答
えできますか。

建設課長（池内伸雄君）

お答えさせていただきます。

橋元議員の御質問の中でですね、南海トラフ大地震も近づいてき
ているという御指摘もありました。この被害を軽減させるためには
耐震性のない住宅の耐震改修を進めることが効果的であると考えて
おります。

耐震改修に関する事業についての予算が優先的に配分されるとい
う現状の中、解決すべき課題は診断から耐震改修までにつなげるこ
とにあると考えております。耐震改修を進めるためには住宅所有者
の自己負担額を軽減することが必要であると考えており、現在、来
年度から耐震改修に係る補助金の増額に向けて準備を進めていると
ころであります。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

はい、ちょっと何か専門的な用語はちょっとわかりにくかったん
ですけども、基本的に来年に向けて町民の皆さんの負担額が軽減さ
れる方向で予算化が進んでいくという捉え方でいいんですね。

建設課長（池内伸雄君）

お答えさせていただきます。

現在、耐震改修の工事に係る負担金は議員も言われたとおり 92 万 5 千円ではございますが、これはですね、自己負担が少なく、より多くの住宅所有者の方に耐震化を進めていくためにこの額を増額するよう今準備を進めております。なお、具体的な金額については、まだ予算要求の段階でございますので、ここでの答弁は差し控えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

はい。ぜひ、町民の皆さんにそうした動きが周知されるように宣伝とかお知らせのほうも丁寧に進めていただきたいなということをお願いします。

しかしですね、このなかなか第二期計画の中で目標とされている 2025 年までに 93% の耐震化を目指されて、県と町連携しながら進められておるんですけども、今言ったように改めて国の予算を加算をされながら進んでいくんですけども、1,259 戸が目標として 93% の耐震化を目指しているんですけども、1 年間に 30 数件、40 件等ではなかなか間に合わない事業の一つだと。しかし、住民の皆さんの命を守るっていう観点から欠かすことができない事業のひとつでもあります。

何かこう、耐震診断だけでも先に住民の皆さんに周知するような手立てとか、何か重点化した耐震事業の計画等検討されていくことがあればお答えいただければと思います。

建設課長（池内伸雄君）

お答えさせていただきます。

現在、ちょっと何年から始めたか今ちょっと抜け落ちましたけど、戸別訪問、昭和 56 年以前に建築された耐震性のない住宅と判断されている部分について、年間 100 件の戸別訪問を実施しております。これによる成果が今少し現れてきて、耐震改修につながっているのではないかと考えております。今後も引き続き、耐震改修が進んでいくような手立て、方策を打っていきたいと考えております。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

はい、今、戸別訪問で担当の方には大変なものがかかるかと思う

んですけども、こうしたことが町民の皆さんの直接意識を変えていく手立てになると思いますので、ぜひ、日常業務の量、大変な状況もあるかと思うんですけども、こうしたことをぜひ職員の皆さんにも奮起いただいて取り組んでいただきたいなというふうに思います。

2017年の段階、既に5年前の段階になってます。さらに、70%の大地震発生率は高まってること前提にしてこの事業を進めていかなければならないというふうに思ってますので、ぜひ、行政あげて、町民の皆さんが安心して暮らせる佐川町になるような、まちづくりが進むような手立てを引き続き講じていただきたいことをお願いしまして、この項の質問を終わりたいと思います。

4つ目の質問でございます。

11月25日付の高知新聞一面に南国市でのワクチン接種直後の死亡例について、その対応に不信を抱かれた家族の方が高知の声ひろばに投稿されたことを紹介している記事が出ました。その後、引き続き、特集記事が「夫はなぜ死んだ」と題して29日まで4回の連続特集で報道もされて、皆さんも読まれていることと思います。

コロナ感染症も怖いんですけども、死亡例は少ないとはいえ、高知新聞の記事からも副反応が怖いことが伝わってまいります。それは、死亡と接種の因果関係がわからないからであると私は捉えています。政府に報告される死亡事例の評価は「情報不足などで評価できない」が99%を占めて、接種が原因で死亡したと確認された事例はないと政府のコメントでは紹介もされてるところであります。こうした状況の中に、住民は不安な毎日をおかれてる。そして今、新たに変異株であるオミクロン株が急速に世界に広がり、これまでのコロナウイルス感染と比較にならない感染力、感染症に対する重篤化も深刻になる事態が警告されているところであります。

しかし、現時点では私たち人類は医科学的な知見による感染症防止対策っていうのは、ワクチン接種による免疫力を高めることしかほかに道はないのかなというふうにも考えています。またそういうふうにも報道もされてるところであります。

行政報告にもありました。多くの町民の皆さんが、ワクチン接種に佐川町では臨まれて、担当の方も大変苦労もされてきた場面も多いかと思うんですけども、引き続き、この新たなオミクロン株の感染拡大にかかわりまして、町民の皆さんのこうした負託に答えていただきたいという願いを込めて、この質問を進めていきたい

というふうに思います。

まず、64 歳以下の接種状況の到達点についてなんですけども、それにつきまして、65 歳以上の 2 回ワクチンの接種完了、8 月 31 日時点で報告を受けました。このときの数値と、それからその後増えてないのかどうか。また、接種後の副反応で通院や入院、この時点ではなかったということではありましたけども、その後何か報告された事例があるかないか。あったら御紹介をしていただけたらなというふうに思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

橋元議員の御質問にお答えをさせていただきます。

ワクチン接種の状況でございますけれども、65 歳以上の接種状況をまず御説明をさせていただきます。

11 月 30 日現在で 65 歳以上の方で町民の方で 2 回接種を済まされた方が合計で 4,483 人となっております。これは前回の 9 月議会で御説明、報告させていただきました 8 月 31 日現在、これと比較しまして、人数で 176 人増えております。接種率でございますけれども、65 歳以上の対象の人数 5,156 人。これは本年度中に 65 歳以上になれる方ということなんですけど、これに対する接種率にしましては、11 月 30 日現在で 86.9%。で、前回報告した 8 月 31 日現在と比べて 3.4 ポイント上昇しております。

で、接種後の副反応につきましては、副反応の制度についてちょっと御説明させていただきますと、医療機関、接種をした医療機関等が予防接種による副反応疑いを知ったときには「予防接種後副反応疑い報告制度」これに則り独立行政法人の医療品医療機器総合機構、これは PMDA と呼ぶようですが、そこに報告することになっております。で、そこから国、都道府県を通じて、経由して該当する市町村に情報提供がされる仕組みというふうになってます。で、現在までに佐川町において、これに基づいて 2 件の情報提供があっております。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

11 月 30 日段階で 86.9%、65 歳以上の方がもう 2 回ワクチン接種が終了して、副反応もゼロではなくて 2 件あったということを踏まえて、次の 3 回目のワクチン接種に向けて動き出されていくのかなというふうに思います。

で、行政報告にもありましたけども、11 月以降の近隣市町村の接

種体制については、佐川町民は北島病院のほうに指定をされて、接種を進めるような説明があったのかなと思うんですけども、11月に入って北島病院で接種された方がいればその人数。なぜこの高吾地域で北島病院が設定されていくことになったのか、その経過、ぜひ御説明いただければなというふうに思います。よろしくお願いします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

まず、11月以降の接種体制について御説明をさせていただきます。

行政報告でも申し上げましたが、町民の希望される接種の状況につきましては、10月中にはほぼ完了しております。それ以降、11月以降で接種をしたいという方についての接種体制については8月31日に、これは近隣の市町村、仁淀川流域の6カ市町村、それからそこを管轄する中央西福祉保健所、ここと協議をしております。で、どこの市町村もおおむね10月中には大体接種が終わるというなかで、今後、接種される方が少なくなるなかで、これをどういうふうに接種体制を確保していくかというのが課題になっておりました。

これはこのワクチンの特性であります、1バイアルあたり6回接種をとれると。で、ワクチンも限りありますので、破棄をするということがなかなか難しいと。一方で接種される方は減ってきますと、今の10月までの体制をそのまま各市町村維持するということは現実的に難しい。現実的ではないということの中で、話し合いをされました。で、その中でこの6カ市町村を仁淀川の下流域と上流域にわけて、下流域の土佐市、いの町、日高村、こちらについて1カ所、それから上流域にあたる佐川、越知、仁淀川町、ここに1カ所を接種できる医療機関を確保して、そちらのほうに予約をいただくという体制を取ろうということで、協議をして合意を得ました。で、11月以降は佐川町においては越知町の北島病院、越知町、仁淀川町さんもそうですけれども、そこで、接種をいただくということになりました。

こちらのその予約につきましては、広報にも載せらせていただきますが、直接北島病院のほうに予約をいただくという形を原則としております。ですので、詳しく調べれば、問い合わせればわかると思いますけれども、現時点で11月以降、佐川町の方が北島病院で何人打ったかというような情報は今持ち合わせておりません。

と、というような形になっております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

そうしますと、先ほど報告いただいた 2 回診療者 4,483 名ですか。この数の中に含まれてるかどうかというのは今の時点ではわからない。含まれてるかもしれない、含まれてないかもしれないです。どうですか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

今お答えした 4,483 人の中に含まれております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

はい。わかりました。

ぜひ、ワクチンそのものの対応についても行政としてはいろんな対応の仕方が限定をされてる中で実施されてきますので、そうしたように近隣町村で提携をされて、さらにワクチンの接種を希望するけどもできなかったという事態が起きないように手立てを講じられてるのかなということがわかりまして、安心をしたところでございます。

ただ、私もちょっと広報の欄を見落としております。ぜひ、こうした町民の方が、まあ、電話でも対応していただくと思うんですけども、ぜひ声をあげたときにこういうシステムがあるよということは紹介できるような周知のほうも検討していただきたいなというふうに思います。

続いて、県内ではこの間 33 名の死亡例が出てきます。冒頭にも高知新聞の報道を紹介いたしました。ワクチン接種と死因との関係というのは解明されていない段階であります。ただ、この 33 件の死亡事例について、県のほうから市町村に対して概略の説明とか対応の仕方とか、何か包括的な説明があるのかなのか。あったら御説明いただきたいなというふうに思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

このワクチン接種に関連して、県内の死亡事例に関して総括的な説明はありません。以上です。

5 番（橋元陽一君）

なかなか、国のほうの動きも非常に死亡事例についてはなかなか判断ができない状況のなかで、新たな第 6 波の感染拡大が広がろう

としてるところであります。

課長の報告、あるいは行政報告にもありましたように、ワクチン接種については、町民の皆さんが積極的に受け止めて、接種に臨まれてるかなというふうに思っています。ただ、ワクチンができない体質の方とかですね、ということもありますので、ワクチンをした、しなかったで町民の間にあつれきを生むような事態は何としても避けていかなければならないというふうに思います。ぜひ、こうそうしたことも含めて検討されていると思うんですけども、柔軟な配慮をお願いしておきたいというふうに思います。

続きまして、12歳、64歳以下の接種状況について、現時点での対象者が、行政報告のほうには世代別で%でありました。それに合わせて世代別の対象者数、それから申請者数、それから接種修了者、さらに、わかれば個別か集団接種かわけることができるのであれば、そういうことを含めて一括して御説明いただければなというふうに思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

ちょっと細くなりますけれども、まず、64歳以下の方ですが、全体で接種対象になる方が12歳以上64歳までという方で、対象人数が6,439人になります。これ、11月30日現在で、この年代全て2回接種を済まされた方が5,420人。接種率としては84.2%になります。

続いて、ちょっと内訳になりますけれども、細かく言いますと、その内の60歳から64歳までが806人、あ、ごめんなさい、接種をされた方が806人、で、接種率は89.8%、この年代の対象者としては898人になります。で、50歳代、50から59歳については、接種された方が1,266人、接種率は88.9%、対象者が1,424人です。40歳代につきましては、接種された方1,215人、接種率が85.9%、対象者としては1,415人です。で、30歳代については、849人の方が接種をされました。で、接種率83.2%、対象者が1,021人。20歳代、接種された方582人、接種率72.8%、対象者が799人です。最後に、12歳から19歳まで。この間の年代で接種された方702人。で、接種率79.6%、で、対象者としては882人となっております。以上です。

5番（橋元陽一君）

はい。細かい数値ありがとうございました。年代によって、若年

化する段階で少し接種率が低下してくるのかなという傾向があるかと思います。また、高校生や中学生、15歳以上については大人と同じ扱いを受けてるという、あ、16歳以上については大人と同じ扱いで接種をしてるということございますので、ぜひ、子供たちのことも含めて、若年層に向けての接種の呼びかけも引き続きお願いをしていきたいなというふうに思います。

佐川町におきましては冒頭にも言いましたように、全世代、町民の意識が高く、当初目標にされた多分70%を目標に設定して65歳以上のワクチン接種が始まったかと思うんですけども、80数%に達する状況にあります。本当に担当された方々、大変な作業だったと思うんですけども、こうした結果を生み出したことにつきまして、行政関係者の皆さん、本当に何か大変だとは思いますが、課長自身として何か行政対応について評価している事等があれば、教えていただきたいなと思うんですけども、いかがですか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

まず、行政の対応の前にですね、これはやはり皆さんに接種をしていただくということで、町民の方が前向きに検討していただいた方が多かったということと、あとは町内の医療機関が非常に協力的に接種体制を組んでいただきました。個別接種、それから集団接種についても、これはドクター含めて医療従事者が確保できないとできないことではございましたので、そこは非常にありがたかったというふうに思います。

それから行政のほうでいきますと、予約の仕方が65歳以上は電話予約ということでかなり御不便とあと混乱を少し招いたということがありまして、少し64歳以下は方法を変えて、まず最初に意向確認書を送って接種意向を確認した後、接種に進んでいったということで、そういう方法であるとか、あるいは64歳以下のところでいきますと、優先接種の基礎疾患をお持ちの方、国のほうで優先接種の対象になっておりましたが、それ以外にも、例えば保育士さんであるとか、学校の教員さん、そういったクラスターが発生させてはいけなような施設については、ここは町民の方以外にも町外に在住でも町内の施設に通われている、従事されている方は集団接種でお受けをしてやったということ、こういった臨機応変対応できたということがよかったのではないかなというふうに考えております。以上

です。

5 番（橋元陽一君）

はい。本当に大変な手立てをされて、こうした大きな実績ができたのかなというふうには思います。

こうした2回接種を終えて、現在3回目の接種計画が進められてきております。今日の新聞でも6カ月前倒しで自治体の判断で可能だというようなことも報道されておりましたけども、この3回目のワクチン接種に向けて、どのようなこの計画なのか、概略的なことでかまいませんので、御説明いただければと。そしてまた、同じ様に優先接種を含めてどんなふうに対応するか、あわせて説明いただけたらというふうに思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

少し、行政報告でも町長がお話をされましたけれども、この3回目の接種、追加接種と言っておりますが、これにつきましては現時点で国として決めていることとしては対象18歳以上で、1回目と2回目の接種を完了した方が対象となるということで、現時点での接種時期は原則として2回接種より8カ月経過後というふうになっております。

で、佐川町内における接種計画につきましては、現在策定の途中段階であります。いずれの年齢も接種体制としてはこれまでと同じ様に個別接種と集団接種の併用を考えております。

接種時期につきましては、これは医療従事者を除く一般の方、高齢者から始まると思いますが、来年の2月中旬以降を予定をしております。で、町民の皆様への案内通知、これは8カ月の経過の時期、これを逆算をいたしまして、順次、事前の接種券を発送いたします。

また、予約の手續に関しましてですけれども、これは町内の医療機関での接種については、原則として2回目を接種した医療機関において。で、あらかじめ接種日時を指定して御案内する方法を今のところ考えております。ただし、別の医療機関等で接種希望、こういった方がおいでた場合に一定対応ができる。それからかつキャンセルが発生した場合にワクチンをできるだけ廃棄しないよう予約の仕組みを工夫する必要があるということを考えていまして、詳細は現在検討中でございます。以上です。

5 番（橋元陽一君）

優先接種も同じ様に対応するってことでいいですか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

国の3回目接種は2回目接種を完了した後、8カ月後というふうにくくられておりますので、3回目接種にあたっては優先接種というふうな考え方はないというふうに国からは説明をいただいております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

はい。ありがとうございます。

それではですね、続いて、そのワクチン配給と種類についてなんですけども、今日の6カ月前倒しについてはモデルナが対応するというようなことが報道でありましたけども、この3回目接種についてこれまで佐川町内全てファイザーだったと思うんですけども、そのほかの会社のワクチンが入って来るのか入ってこないのか。1回目、2回目と同じ会社のワクチンを接種するのかどうなのか。町民のほうにそれを選ぶことができるのかできないのか。そこらへんのワクチン接種の種類についての決定について現段階で検討されていることがあれば御説明いただけたらというふうに思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

2回目の接種完了から8カ月に接種が行われるということを前提にして、国から現時点で示されているワクチンの配分がございます。これは令和4年の2月、3月分としてファイザー社製、これが佐川町分として2,425回分。それからタケダ、モデルナ社製、これが2,103回分の合計して4,528回分ということで、ファイザー、モデルナ両方配分されるということになっております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

恐らく、大半の佐川町民の方がこれまで1回目、2回目ファイザーだったと思うんですけども、モデルナワクチンを接種することも想定して対応するというところで検討されているのか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えさせていただきます。

まずですね、大前提として、国は3回目接種に使用するワクチンについて、諸外国の取り組みや有効性、安全性に係る科学的見地を踏まえて、1回目、2回目に用いたワクチンの種類にかかわらずメ

ッセンジャーRMAというワクチンを用いることが適当としております。で、ファイザー社製、モデルナ社製のワクチンはいずれもこのメッセンジャーRMAワクチンにあたります。で、この国の方針に基づいて先ほど答弁させていただきましたとおり、佐川町の2月3月分の配分予定、このワクチンはファイザー社製、モデルナ社製の両方のワクチンが配分されております。

で、町民の方がファイザー社製のワクチンかモデルナ社製のワクチンかを選べるかどうかということにつきましては、これは基本的な考え方としては選択できるということにはなります。が、実際には配分量が先ほど申しましたとおり、決まっております。決まっている以上どちらかのワクチンに希望が集中した場合、当然、人の心理としてはファイザー社製を1回、2回打ったからファイザー社製をしたいという方が多いのではなかろうかなというふうには思いますが、どちらかに集中した場合は結果として希望するワクチンを打てないという人が当然出てきます。そういう部分を含めてですね、あと、もう一つですね、現場の管理上の問題があって、このモデルナ社製、ファイザー社製、この2つのワクチンの、ワクチンの希釈の有無とかも含めて取り扱いが違います。違うことからですね、このワクチンの管理上の問題から、例えば同一の医療機関が2つのワクチンを取り扱うということはこれは事故につながる危険性が高まるということも予想されます。

で、まだきっちり決めてはおりませんが、佐川町としては一つの医療機関に複数のワクチンを打てる体制を整えるということは現時点では考えておりませんので、こういった事情からですね、そうは言っても1回目、2回目に生じた副反応があって、別のワクチンを選択したいという方もおいでだと思いますので、そういった方々にも配慮をすることは必要です。で、そういうふうな体制が、可能な対応を取りつつも、誰でも自由にワクチンを選択できる体制を整えるということは、配分量が決まっている以上は難しいというふうに考えております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

はい。3回目のワクチン接種に向けては町民のほうで現時点で2つの種類のワクチンが入ってくると。両方ともメッセンジャーRMAワクチンであるということには違いはないようですけども、住民の意識についてみれば前回打ったほうで、で、選択することが可能

だという国の姿勢ですけども、なかなか現場ではそうはいかないという、今、悩みも含めての報告だったのかなというふうに思います。

こうした、町民が混乱を誘発するようなことが一定想定をされるので、私にもこれどうやったらいいかという提案はなかなかできないんですけども、住民の皆さんがこのワクチンについてメッセージーRMAのワクチンの種類だということも周知もされて、どちらでもいいよということ判断ができるような材料というか、データをぜひ提示もしていただきたいなというふうに思います。そのことが今回の3回目のワクチンの成功の火になるのかなというふうにも思います。ぜひ、そこらへんの配慮をお願いしたいと。それ以上私にも専門的にわかりませんので、また、医療機関のほうの判断とも協議をしながら進めていただきたいということをお願いをしておきたいと思います。

残り時間が少ししかありません。

あと、ちょっと、12歳未満の方の接種について現段階で何か検討されてること、計画されてることがあれば御紹介いただきたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えさせていただきます。

この12歳未満の方、5歳から11歳までの子供さんに対する接種につきましては、この接種体制を早ければ来年の2月ごろから接種できるようにということでの事務連絡がっております。

ただ、現時点では国のほうもその年齢の全員を対象にするのか。例えば基礎疾患がある子供さんに限るのか、といった詳細のことは決まっていないというふうに承知をしております。

また、使用するワクチンについてもファイザー社製の、こちらはファイザー社製が予定されておりますけど、使用するワクチンの量とか、希釈の方法、管理、これも12歳以上のワクチン等とは取り扱いのルールが違うということは国から説明されました。そういったことを踏まえて、佐川町におきましては、早ければ2月からの接種開始を想定しながら子供のこの小児用ワクチンの特性、それから接種に対する本人、もちろんそれから保護者の方の不安等を考慮して、この子供さん、5歳から11歳のワクチン接種を専門に実施していただける医療機関として、現在町内にあります小児科のくぼたこどもクリニックさんとの協議を今進めております。

国から接種の指示、具体的な指示がありましたら、速やかに佐川町の接種体制と計画について町民の皆様にお知らせをしたいというふうに考えております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

はい。ありがとうございます。

ぜひ、全世代、11 歳未満も含めて全世代のワクチン接種ができるだけ進むように進行して、第 6 波の襲来、いつ発生するかわからない状況のなかで、不安な年末年始を過ごしていかなければならないような状況の中におかれることになりました。死亡事例についても国のほうもなかなか対応ができない段階でもあります。こうした中で担当されてる部署、それから医療機関、そしてまた、コロナがやはり出したところから 3 密を避けれない職場で頑張ってこられた方々含めてですね、新たな第 6 波に向けての試練の場があります。ぜひ、こうした町民の命と暮らしを守る、支えるという観点から、役場の職員の方々も大変だと思いますが、私事でも大変な年末年始の中、さらにこうした第 6 波の襲来に向けての対応等、大変だと思うんですけども、お体にも気を付けて御尽力いただけますようお願いを申し上げます、本議会での全ての質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（西森勝仁君）

以上で、5 番、橋元陽一君の一般質問を終わります。

ここで、15 分間休憩します。

休憩 午後 3 時 15 分

再開 午後 3 時 30 分

議長（西森勝仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、10 番、森正彦君の発言を許します。

10 番（森正彦君）

10 番議員の森です。通告に従い質問をさせていただきます。

まず、最初に教育行政について質問をさせていただきます。現在の教育行政の確認のため、教育長にお伺いします。

佐川町は文教のまちといわれ、町民はこのことを誇りに思っています。それには文教のまち佐川、佐川らしさのある教育を進めてい

ってもらいたいとの思いもあると思います。その、文教のまち佐川の教育の基本的な方針、計画はどうなっているのかお伺いします。

教育長（瀨田陽治君）

森議員の教育の基本的方針、計画についての御質問にお答えをいたします。国、県、市町村においては平成 18 年に施行された改正教育基本法の規定に基づき、5 年ごとに策定する教育振興基本計画で方針と施策が示されることとなっております。本町では、現在平成 29 年度から令和 3 年度までの第 2 期計画に基づき施策が実施されております。なお、令和 4 年度からの第 3 期計画につきましては、現在、策定作業が進んでおります。以上でございます。

10 番（森正彦君）

はい、教育基本、教育振興基本計画でやってるということです。

それで、令和 3 年度までは第 2 期、佐川町教育振興基本計画に沿って実施してきたと。で、4 年度から第 3 期になるということです。第 2 期の取り組みをできるだけ簡潔に御説明願いたいと思います。よろしくお願いします。

教育長（瀨田陽治君）

はい。佐川町では第 2 期教育振興基本計画につきましては、自分や他者を大切にできる豊かな心の育成、ふるさとに愛着を持ち社会に貢献できる人づくり、生涯にわたり学ぶ機会を創出し、豊かな人生を支援と、この 3 つを基本理念に平成 29 年度から令和 3 年度までの 5 年間にわたり各種教育施策を進めてまいりました。これらの取り組みと同時に不登校の問題が厳しさを増してきました。学力向上対策につきましても根本から見直す必要が生じました。そのために、令和 3 年度から、またその、すいません、もとに戻ります。令和 3 年度から主体的対話的で深める学びを目指す学習指導要領が小中学校で全面的に実施されるということもありまして、学びのあり方を転換するということが必要になりました。

このために、平成 30 年度に設置した教育研究所において、不登校対策の充実とともにふるさと教育の取り組みを始めまして、令和元年度にふるさと教育佐川未来学構想を策定を始め、令和 2 年度にふるさと教育の教材、サカワーク、サカワークデジタル、サカワークプラスを作成しました。これらを活用しまして、令和 3 年度から学校教育においては子供たちがワクワクするような学びを目指す、このように学びの転換を進める取り組みを実施しております。以上

でございます。

10 番（森正彦君）

はい。教育研究所を設置して、検討をされて、令和3年度から学校教育においては子供たちがワクワクする学びを目指すということ、そういう学びの転換を進める取り組みをしてきておられるということですが、そのまちの教育推進の大きな役割を持っている教育研究所の成果をお伺いしたいと思います。

教育長（濱田陽治君）

はい。教育研究所の成果でございます。

佐川町の教育課題の中で、最重要課題となっております不登校問題、これにつきましては町独自の不登校マニュアルを制作し、地域支援ネットワークとの連携を強化し、専門性の高い臨床心理士による教育相談を充実、児童生徒支援センターすまいる一むでの不登校児童生徒の支援と、各校に配置しております、特別支援教育支援員の支援力の向上と配置の充実。これらの施策によりまして、学校生活に適応できずに困っている子供たちや保護者の支援に全力をあげて取り組みました。これらの結果、平成30年度にこの年間30日以上の欠席をする中学生の割合というのが大体不登校の一つの目安になっておりますけれども、これが国3.0%、県5.11%に対して、町は7.6%になっております。これ全国平均発生率の約2倍という値です。これが、令和元年から減少に転じまして、令和2年度はこれ新聞報道でもありましたが、コロナの影響でどこも悪化をしておりますという状態の中で、県平均を下回り、国のレベルと同レベルで町が4.20%と、国が4.09%、県が5.0%というところまで改善をしております。

学力の問題につきましては、学年、学級、個人の差を克服するなどの具体的な成果にまでは至っておりませんが、従来の学びのありかたを転換し、自ら学びに向かうための佐川未来学構想が施行を終えまして、この4月から全面実施をしておりますので、いずれ形のある成果が現れるものと考えております。

今後につきましては、このように有効な施策や手法がほぼ特定をされておりますので、確実に進行管理をしながら、継続、充実し、成果につなげてまいりたいと考えております。以上でございます。

10 番（森正彦君）

取り組みの成果のひとつとして、不登校の児童が減少していると

いうことを聞きまして本当に嬉しく思うわけです。

私の妻も一時、知り合いの児童が不登校になって、お世話もしていたんですが、なかなか本当に困難で、うまくいったかどうか、成果はその時はあがりませんでした。その後、今中学校になって普通に学校へ行きだしたということを知って、本当に嬉しく思っているところですが、子供たちにとって楽しいはずの学校にいけないということは本人や家族の人もどんなに辛いことか、本当に心が痛む、今もそういう子の家庭、保護者がいるということは本当に心が痛むわけですが、成果があがってきているということで、今後もさまざまなケアや対策で取り組みを継続していってもらいたいと思います。

そして、学力の取り組みについても佐川未来学構想、そういったことを主体に取り組み強化していると、もうすぐ成果が現れるのではないだろうかということで、取り組みを強化していってくれることに本当に嬉しく思います。

私は今確認したいことを一つずつ聞いています。そのほうが私もわかりやすいし、聞かれる人もわかりやすいかと思って聞いているわけですが、佐川未来学はどのような取り組みがなされていますか、お伺いしたいと思います。

教育長（濱田陽治君）

はい、お答えいたします。

ふるさと教育、佐川未来学構想につきましては、これからの時代を生きていく子供たちのために、佐川らしい教育、これの体系化を目指しまして、平成30年度から3年間かけてふるさとを愛し、ふるさとに誇りを持ち、ふるさとに貢献しようとする子供たちを育てるふるさと力、生きるうえでの支えとなるバックボーンを育てる人間力、これからの時代に生き、未来を創造していくための未来創造力と、この3つの力を育む教育について、学校生活で活用するカリキュラムや手法の開発と教材の作成及び住民向けコンテンツの作成に取り組みました。それぞれの成果物も完成し、普及活用をしております。

具体的にはふるさと力を育む教育のためにはふるさとの自然、偉人、歴史、産業、災害からまちづくりまで自ら学ぶ副読本サカワークとこれをさらに深く学ぶためのデジタル教材を開発しました。人間力を育む教育のためには論語を題材にして人としての生き方を学ぶ指導法を開発しました。未来創造力を育む教育のためには保育所

や小学校低学年でアートで学びに向かう基礎を培うはなまる学習会の A t e l i e r f o r K I D s、算数・数学を中心に子供たちの強化学習を支援する学習支援ソフト Q u b e n a、論理的思考力や創造力を育む町独自のプログラミング教育など、最先端の知見や技術を G I G A スクール構想による環境整備ともあわせて活用し、子供たちに先進的で個別最適な指導や支援をするための教材や指導法を開発、導入いたしました。このように、これまで開発、導入しましたそれぞれのカリキュラムや手法、教材を活用し、学校教育の質の向上に努め、これからの時代を支えていく子供たちの育成に努めてまいります。

また、食のレシピや祭りの映像などのコンテンツにつきましては住民の皆さんにも十分喜んでいただける内容ですので、これも活用していただきたいものと考えております。以上でございます。

10 番（森正彦君）

はい、かねがね私が思ったのはやはり、文教のまち佐川の教育はやっぱ佐川らしさっていうのはほしいなというふうに思っておったわけです。まあ、佐川らしい教育の体系化をしているということとでふるさと力、あるいは人間力、それから未来創造力、そういった3つの力を育む教育に取り組んでおると、おられるということで本当に嬉しく思うわけでございます。で、学校での教え方、学び方が何か変わっているんじゃないかなとは私も、素人ながらに考えてみましたが、そのあたりの取り組みもしてくれているということで、今本当にありがたいと思います。

I C T 教育の取り組みも最近、強化しているということですが、その取り組みはどのような状態でしょうか、お伺いします。

教育長（濱田陽治君）

I C T 教育につきましては御質問にお答えをさせていただきます。

I C T 教育につきましては、タブレット端末や電子黒板など情報通信機器の活用により、子供たちも教員も親しみ、楽しみながら効率的に学習ができることや、子供たちが授業に積極的に参加しやすくなるなど、主体的、対話的で深める学びを実現するうえでの効果が期待をされております。このため、令和元年度に各学級に1クラス分のタブレット端末の整備、合計155台と教室へのW i - F i 環境の整備を実施し、令和2年度には文部科学省のG I G A スクール構想による補助事業を活用しまして、令和2年度末までにタブレッ

ト端末を全町立小中学校の児童生徒用に 1 人 1 台、教員にも全ていきわたっております。これを購入しまして、電子黒板を各教室に配備、計 65 台とするなど環境整備に努めました。

もとへ返ります。

児童生徒用に購入したタブレットが 813 台です。同時に、教員の研修や活用事例の収集、共有などを進めまして、授業等における活用が進み、各町立学校では I C T 支援員の支援もあり、情報機器を活用した授業が普及し、日常のものとなっております。

ただし、急速な情報化の進展とともに、セキュリティーの問題とともに報道等で話題となっておりますネット上の誹謗中傷などの予防のために、いわゆるネットモラルについての指導も必要となっております。これにつきましては、以前から各校では年間計画に位置づけて外部講師の支援も得て指導してまいりましたが、現在は最低各学期に 1 回、年間 3 時間の指導するように申し合わせて実施しております。そのうえで、教育用、各家庭に持ち帰る場合を考えて、教育用タブレットの持ち帰りのルールに保護者の同意を求めることによって、学校と家庭との連携を強化し、ネットモラルの遵守を徹底しております。以上でございます。

10 番（森正彦君）

発明ラボと教育の関係はいかがでしょう。

教育長（濱田陽治君）

はい。お答えいたします。

発明ラボのメンバーの持つ情報技術や情報活用力につきましては、放課後発明クラブの指導や、学校における I C T 支援員としての活動など、情報化にかかわる働きについて学校教育や社会教育の場面に役立つものでありました。今後もかかわりが強くなることを期待しております。以上でございます。

10 番（森正彦君）

学校教育の最後です、最後にですね、総合的な学力の向上はいかがでしょうか。

教育長（濱田陽治君）

はい。総合的な学力と。これあの、学び方、学力に対する考え方、教え方、学び方ということになると思います。これまでの教育は伝統文化を次世代に伝えることに重きが置かれておりました。学力についても、これを支える知識、教養、技能、態度を意味し、またその

定着度を測るテストの結果を示すものと受け止められております。

課題の解決につきましても、個体に対する到達法を伝え、正しいとされる回答に到達することを目指すという傾向がありました。ところが、このコロナの問題ですね、すごく困っておるようなところもあるように、地球規模でものごとがものすごいスピードで動いていくと、また科学技術も爆発的に進みまして、高度に情報化が進んでいくと、で、世の中が非連続的に劇的に変化をするという予測不可能な事態には、これまでの学力観ではどうもうまくいかないと。このような時代に子供たちが変化に対応しながら生き抜いていくためには、健康な心身と豊かな感性と人間性に支えられながら、自ら課題意識をもって対話の中で解決法を考え、思考錯誤を繰り返し、最適な答えに行き着くといった思考力を含めた総合的な学力が必要になります。

これらの力を身につけさせるためには、幼児教育や学校教育は個別最適化された保育や授業、2年齢での共同的体験、大学研究機関、企業NPO、地域などを活用した多様な学習保育プログラムの提供が求められ、幼児教育も学校教育も大きく姿を変えざるを得ないと考えております。このために小中学校では先ほど申し上げましたICTなど教育環境を整備し、佐川未来学のカリキュラムと教材を活用し、小中学校における学習が豊かな情操を育て、主体的、対話的に思考し、深め、創造する学びに転換することを目指しております。こういった育つ力を総合的な学力というふうに考えております。以上でございます。

10 番（森正彦君）

はい。学力の問題については、いろいろ学テの問題もありますし、それについても見せかけの点数の取り合いに、競争みたいなものがあったかと思いますが、私は子供のために基礎学力は必要であると。それぞれの子供にあった基礎学力をきちんとつけていけるような教育をしてほしいと。しかも時代が変わっていくなかで、時代の変化についていけるような教育のやり方、そういうこともできるように、頑張っていっていただきたいと思います。特に学校教育、今かなり体系化が進んでおりまして、非常にいい形ができておるというふうに思うわけです。教育研修所の設置が非常にそのあたり課題解決にとって非常によかったんじゃないかなというふうに捉えております。

学校教育ともうひとつは社会教育であるわけですが、社会教育の

取り組みはいかがでしょうか。

教育長（濱田陽治君）

社会教育についてのお尋ねにお答えいたします。これにつきましては、第2期佐川町教育振興基本計画の中で生涯学習活動の充実と生涯スポーツ活動の充実の2つの基本方針のもと、催しものや社会体育の結果をPRするなどの情報発信を充実。高知大学出前講座などの生涯学習講座の開催、各団体への助成、スポーツ推進委員の活動支援、文化センターの大規模改修による拠点施設の機能充実などの施策に取り組んでおります。

ただしですね、第2期計画の5年間の各体育施設、桜座、総合文化センターの利用人数を見ますと、年々減少の傾向にありまして、活動する、活動していただく層が薄くなっているんじゃないかなということを感じます。また、令和2年度から3年度にかけましては、新型コロナウイルス感染症の影響もありまして、文化的な行事や体育的な行事が中止や縮小したという状況も見られます。

そこで、第3期基本計画の案においては、つながり、広がる学びの輪の実現を方針として、生涯学習、生涯スポーツの推進を位置づけ、コロナ禍を克服し、地域コミュニティのつながりを立て直し、絆を確かめると、こういったことを視野に入れまして、佐川未来学開発で得た成果物も活用しながら、社会教育の振興を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

10番（森正彦君）

社会教育につきましては、正直なところ私もあまり勉強はしておりませんので、濃い、中身の濃い質問はちょっとできませんが、私たちの若いころは社会教育主事なるものを配置しておりまして、結構社会教育はスポーツにしろ文化にしろかなり活発にやられていたんじゃないかと思っております。そのあたりも今後検討をしていただきたいと、いただけたらいいかと思います。

で、教育、行政の最後にですね、町長にお伺いします。

先ほど来、教育長に現状を確認させていただきました。現在の佐川町の教育行政の取り組みは佐川町教育振興基本計画に基づきしっかりした体制のもとに、体系化され、時代にあったよい取り組みがされていると思います。町の教育行政の現状をどう捉え、今後どのような方針で進めていくのか、やはり、いい方向に向かっているので、これを強く確実に進めていってほしいというのが私の願い

なんですが、町長にそのあたりどう捉え、今後どのような方針で進めていくのかをお伺いしたいと思います。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。

教育行政に対する現状認識と今後の方針についてお答えをさせていただきます。

まず初めに、私は、町の姿は教育の姿にあると考えております。全国的に少子高齢化の推進や住民の価値観の多様化など地域社会の姿が変わっていく中で、家庭教育力の低下、また、地域のつながりの希薄化が指摘されております。佐川町においても例外ではなく、このような状況の中、過度な学校教育への依存なども見られ、学校教育がその機能を十分果たしていない状況もみられました。その結果が学力の学級、学年個人の差や、小中学校での不登校の発生率の高さなどに現れているのではないかと思います。これに対しまして、平成30年度に教育研究所を設立し、教育委員会は不登校対策を徹底するとともに、佐川未来学構想を学校教育の質の向上を目指しております。

取り組みはまだ始まったばかりであります。不登校の問題が先ほど教育長からも説明がありましたが、不登校の問題が改善に向かうなど取り組みの効果が少しずつ確かめられてきております。これからの時代を生き抜き、ふるさとを愛し、ふるさとを支えていく人材、子供たちを育てていくうえでこれらの施策は一層推進していくべきだと考えております。所信表明の中でも申し上げさせていただきましたが、教育の支援や社会教育処置の充実に取り組みながら、教育委員会の施策を支えまして、学校教育と社会教育の振興に努め、文教の町を継承することに力を尽くしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。以上です。

10 番（森正彦君）

ありがとうございました。

力強く、今までの教育行政を推進して、佐川の教育を、教育力を高めていくというふうに受け取ることができました。どうかよろしくお願い申し上げます。

次に、林業振興についてお伺いします。

その前に、人口減少問題は町の大きな課題であると思いますが、そのことをどのように捉えていますか、町長にお伺いします。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。

人口減少問題についてお答えをさせていただきます。

佐川町を含む地方の人口減少問題につきましては、さまざまな課題があるかと思いますが、地域経済、医療、福祉、介護、教育、文化、生活などの利便性などさまざまな分野に影響を及ぼすものと予想されております。佐川町におきましても産業の雇用の面での担い手や地域を守っていくうえでの人材不足など、また、今後のまちづくりを行っていくうえでの最も大きな課題の一つであると考えております。

そして何より、佐川町のみならず日本全国の、日本全体の活力の低下や社会保障制度の破綻リスクの拡大など日本の将来に深刻な影響を及ぼすことが懸念されているところです。今後、進んで行く人口減少に対し、人が減ることによるダメージを少なくするとともに、地域の活力を高めることが大切であると考えております。

今年の4月24日の高知新聞の掲載に国勢調査速報ということで、県の人口5年で5%減という報道、記事が載っておりました。この中で、これ国勢調査の速報ですが、その中で濱田省司知事にも「人の流れを呼び込むということで、今回の人口減少は自然減によるもので、今後も一定の人口減は避けられない。一方で、産業振興計画による移住者増加など明るい兆しもある。社会現象均衡プラスウィズコロナ、アフターコロナに対応し、地方への新しい人の流れを呼び込む施策を強化する」というコメントを載せております。

佐川町におきましても、一定、人口減は避けられないと考えておりますが、社会増につながるよう取り組みを進めまして、魅力ある佐川町づくりを進めていきたいと考えておるところでございます。

10番（森正彦君）

人口減少、本当にさまざまな分野へ影響を及ぼすわけですが、その中で取り組まなければならないと思うことは産業の育成支援がなければならないと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。

人口減少問題に向けての産業育成支援への取り組みについてですが、若者が地域に残り、地域の担い手となるように仕事を創出する

ことが何よりも重要なことと考えております。豊かな森林資源を守り、仕事の創出につながる自伐型林業を引き続き推進するとともに、町内の農林産物を中心に魅力的な商品を生産、販売する場、そして、組織、仕組みを確立し、地産外商による仕事を目指す事業に取り組んでいくことは重要であると考えております。以上です。

10 番（森正彦君）

はい。人口減少、地方創生、産業の育成、それが若者の移住、そして定住へとつながっていくと思います。その国の政策が地域おこし協力隊の制度だと思っています。で、佐川町では地域おこし協力隊の制度を積極的に活用して、都市の若者を呼び込み、制度終了後の定着率も 60%を超えていると聞いています。そのメインの事業が自伐林業であります。佐川町の林業の面積は町の面積の 75%を占めておりまして、その多くは先人が苦勞して植林した人工林であることは町長も承知してると思います。その山林は宝の山であるといわれています。先日、NHKのクローズアップ現代にも高い評価で佐川町の自伐林業が取り上げられていました。町長は見られましたでしょうか。そして、どう認識されたかその宝の山と、そういう認識、そのあたりを先ほども町長、答弁の中で言われましたが、もう一度そのあたりを御答弁をよろしくお願いします。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。

まず、地域おこし協力隊についてお答えをさせていただきます。

佐川町の山林の面積は町面積の約 7 割、そしてその 7 割が人工林である宝の山であるということは十分認識をしております。

森議員がおっしゃられましたとおり、こうした課題を解決するには国による地域おこし協力隊の制度活用が有効な手段であると考えております。佐川町では平成 26 年度以降、自伐型林業を始め、ものづくりや農業関連など、72 名の地域おこし協力隊を採用させていただきまして、協力隊の採用期間終了後におきましても 47 名の方が佐川町に残り定住をしていただいております。今後におきましてもこの制度が続く限りはこの事業を有効に活用させていただき、それぞれの地域の実情に則した柔軟性のある対応を続けてまいりたいと考えております。

そして、2 つ目の NHK のクローズアップ現代のテレビ放映ですが、これ私も見させていただきました。番組を見ることで客観的な

視点での佐川町の取り組みが先進的で世の中にどう捉えられているかということを改めて認識することができたと思っております。全国的に大規模な林業が主流となっている中で、現在、佐川町が中心となって自伐型林業に取り組み、その成果として移住者が増え、森林の整備が進んでいるだけでなく、移住された方が地域の担い手にもなっていることが評価されているなど感じテレビを見させていただきました。以上です。

10 番（森正彦君）

本当にクローズアップ現代での内容を見ますとすばらしいというかすごい取り組みなんだなと。で、先進的な取り組みが本当にできているんだなと私も認識したことでございました。

日本の林業の再生は、山間部の再生と活性化につながり、国の地方創生の中でも重要な事業であると思います。

で、森林の整備は産業のみならず、水源涵養、洪水調節、災害予防、そして、美しい環境保全にも欠かせないものであります。佐川町は宝の山である山林を、自伐型林業という形を起点にして地域おこし協力隊制度を活用して林業推進をし、若者も定住するなど成果も上がっています。

林業の担当課にお伺いします。

佐川の林業は今どうで、そしてこれからどのような取り組みが必要かをお願いします。

産業振興課長（下八川久夫君）

御質問にお答えさせていただきます。

佐川町では平成 26 年度から地域おこし協力隊の制度を活用して、森林整備の担い手を育成してきております。あわせて、町が森林所有者の皆さんと 20 年間の長期管理契約を締結して、その森林整備の担い手としては地域おこし協力隊の任期満了者が当たっております。任期満了者の方は現在、10 名の方が定住しており、持続可能な森林整備を行っていただいているところであります。長期管理契約はこれまでに約 400 件、面積で約 650 ヘクタールとなっております。

町が管理を任せていただいた森林から、平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 年間で約 900 立方メートルの木材が搬出されております。林業が盛んな地域から見ればわずかな量ではありますが、これまで利用することができなかった先住地の方が大切に植え、育てた森林資源がしっかりと利用できる環境になってきております。

ただ、年間の木材搬出量は増えてきておりますが、その多くは町外で消費をされており、町内での木材利用があまり進んでいないことが一つの課題となっております。木材利用の取り組みとしては、平成 29 年度からウッドスタート事業として、乳幼児を対象に町産材を使った積み木を贈呈しておりますが、町民の方が町産材や町の取り組みを身近に感じる機会や、自伐林家の方、または林業に携わる方が搬出した木材を自ら利用する機会は少ないと感じております。また、町の 2 割を占める放置された広葉樹林の整備も販路が少ないという理由で進んでいないことも課題の一つとなっております。

町としては自伐型林業の取り組みを始めて 8 年目を迎えており、直面している課題の中で、町産材の木材利用、特に町民の方が気軽に木材や町産材を使った製品を利用できるようにしていくことが次のステップだと考えております。佐川町の豊富な資源をどの様に利用していくか、これまでと同じ様に小さな規模で実験的な取り組みをしながら取り組みを進めていきたいと考えております。以上です。

10 番（森正彦君）

はい。成果も上がって来ているという状況のようでございます。精査をされるのはその出口対策はまだ十分ではないということもお聞きしました。これはなかなかこの林業は息の長い取り組みをしていかなければならないと思います。そういう中で出口対策について十分に勉強して、日本にもいい先進事例があります。中国地方の西粟倉村ですかね。それとか真庭市、このあたりは森林クラスターのことも既にできておりますので、十分検討してですね、この宝の山を生かして、それが産業となり、若者が移住、定住できるような仕組みをつくっていったらいいというふうに考えるわけでございます。

この質問の考え方のなかにはですね、先の町長選で自伐型林業は現状維持だというようなこと、これは私の聞き違いかもしれませんが、現状維持いうたらあんまり前向いて進むことではないと。そういうことではせっかく移住してきた、あるいは O B になって山で頑張っておる若い人たちが不安になるのではないかと。やはり、ここはやっぱり積極的に前へ進めていくと、今までどおり、現状維持という言葉ではなくて、まあ、それ言ったかどうかは別の話ですが、とりあえず積極的に取り組むということが力、明日のパワーになると思います。

町長にお伺いします。林業振興は佐川町にとって重要な施策でありますので、これまでのように地域おこし協力隊の制度を活用しながら積極的に取り組むべきだと思いますがいかがでしょうか。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。

現状維持というのはですね、今の隊員の数をこれ以上増やしていくということではなくてですね、3年終わった方の補充は十分して、今のままでちょっと様子を見ていくということで答えらせていただいています。

そして、森林経営管理法が施行されまして、市町村として、放置されている森林を整備していかなければならないという流れは、全国的にも変わらないと考えております。佐川町の場合、実際に森林所有者の皆さんと20年間の長期管理計画を締結しまして、しており、その森林整備の担い手として自伐型林家を育成しつつ、町民に対しまして林業への関心を促していきたい、促した結果、地域おこし協力隊の定住や自伐型林家による森林整備等につながっていると考えております。

こうした、一朝一夕に成立しないこれまでの成果が佐川町にはあります。町内にはまだまだ手入れが行き届いていない森林が多くあり、また、森林所有者の高齢化が進んでいる状況などを考慮しますと、立ち止まることなく地域おこし協力隊の活用につきましても、現状を維持し、政策の一つとして林業振興に取り組んでいく必要があると考えております。以上です。

10 番（森正彦君）

はい。まあ、現状維持というのはこれ以上人数を増やさないということのようではありますが、ただ、情勢が変わる可能性もあると思います。そういう情勢が変わって増員したほうが町にとって非常に有効であるということであれば、増員も可能であるかどうかをお伺いしたいと思います。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。

交付税がですね、もっと地域おこし協力隊にどんどんどんどん増えてくればですね、それはもう考えていくことと思いますが、今後その森議員の言われましたとおり、状況をみながらですね、やっぱりこう人が増えるということはもちろんいいことなんですけど、どれ

ばあ定住につながっていくか、今後の情勢をみながらしっかりと取り組みを進めていきたいと思っております。以上です。

10 番（森正彦君）

佐川町はですね、その林業にかかわらず農業のほうでも協力隊員が頑張ってくれて、定住もしてくれておるわけです。それは提案型の移住対策を町が打っていたというところもあるわけです。ですからそのあたりもですね、やはり現状維持ということにどうもひっかかりがあるわけですが、やはり、研究をして、やはり次の一手のようなことも当然考えていかないと発展をしていかないと。で、そのあたりは十分研究をしてですね、有効な方策を講じるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。

自伐型林業だけの地域おこしではなく、いろんな、農業面でも今現在佐川町には地域おこし協力隊が活躍されております。そういった方々が定住につながると、人口減少にも少しは歯止めがかかると思っておりますので、また耕作放棄地の問題も農業の問題として大きく捉えられていくこと、一定ありますので、そういったことを活用する中で農業に関する地域おこし協力隊などがおりましたら、そういった面で協議しながら進めていきたいと考えております。以上です。

10 番（森正彦君）

協力隊の制度は地方にとって非常にありがたい制度でございますので、やはり、積極的に活用するという姿勢は必要だと思います。

都会から家族で移住して、既に自立している協力隊のＯＢの方も多くいるわけです。その中には地域活動に積極的に参加してくれて、なくてはならない存在となっている方もおいでるわけでございます。で、協力隊のＯＢの中にはですね、斗賀野でも斗賀野の歴史アルバムの編纂についてはですね、彼がいなければあんないいものはできなかったと思っております。保護者、保育園の保護者会役員を務めている人もおいでます。ふるさと納税では移住者がすごい手腕を発揮してくれて、非常に助かっております。給食費も助かるのではないかと、財源としても助かるんじゃないかと、そういうこともありますので、そういう認識をして活力ある若者の移住促進にも積極的に取り組むべきだと思います。

先日、斗賀野で移住者と地域の若者が交流会を開催しました。参加者は大人 75 人、子供 45 人で大盛況でありました。移住者家族と地域の若者、そして世話役の元気村の役員との交流で縦と横のつながりも強まったと。若い者だけの横ではなくして、年配者との縦のつながりもできたというよい会になっていました。私も参加しましたが、本当に若さっていうのは心強く、なので嬉しく思ったこととございました。昨日も虚空蔵山で草刈りしましたが、その協力隊の人が何人も来てくれて手伝ってくれました。ありがたいこととございます。積極的に取り組むべきだということだと思います。

次に、職員定数についてお伺いします。

今定例会に職員定数の増加の案件が上程されています。議会内でも定数の増には反対の意見もありました。その中で決断した理由を町長にお伺いします。また、その根拠について総務課長にお伺いします。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。

定数増の決断をした理由について御説明をさせていただきます。今般、地方公共団体の業務は地方分権や地方創生の考え方が進む中で、年々増加しておりまして、佐川町も例外ではございません。

私も行政職員として佐川町でお世話になりました。

年々増加していく業務を少ない人数でなんとかこなしていく状況を私も経験しております。また、疲弊していく職員の姿もしっかりと目の当たりにしております。佐川町を豊かで活力ある町にするためには、まちづくりの一端を担っております職員の力が最も必要であります。しかしながら、このままでは育児休業や病気休暇取得者による人口不足と相まって十分な力を発揮することができない状況となっております。このような状況を少しでも改善していき、職員の元気を取り戻すには、まず定数を増やすことが最優先と考え、協議をした結果、今回、職員定数増の条例改正を提出させていただいているところでございます。以上です。

総務課長（麻田正志君）

それでは私のほうからは御質問いただきました根拠ということで、現在の状況を踏まえて御説明のほうさせていただきます。

今回の職員定数条例の改正では、金曜日の議案の提案の説明のときにも申しましたとおり、町長部局を 5 名、教育委員会を 2 名、計

7名の定数増として議案のほうを提出させていただいております。

この定数の見直しにつきましては、森議員の9月定例会の一般質問でも答弁させていただきましたが、佐川町は他の類似団体と比較いたしましても職員数が少ない状況であるということ、また、町長が先ほど御説明しましたとおり、近年、地方公共団体の業務は増加しております、佐川町も新事業の業務等、職員にとってはさらに厳しい状況となっているということもございます。そのような中、佐川町の令和3年度の職員数についてでありますけれど、現在、育児休業、病気休暇等の取得者が10名おりますため、実際事務に従事しております正規の職員数はそれを除いた職員数となっております。現状としましてはかなりの人員不足ではないかというふうに考えております。

今回の定数増の考え方、その人数の考え方でありますけれど、町長部局につきましては先ほど申しました育児休業等による人員不足を軽減するため、育児休業等の求職者数相当分の増ということにしております。過去5年間を平均しましても、毎年度5名程度は育児休業等で休職する職員がおりますため、町長部局は5名の定数増とさせていただいております。また、教育委員会につきましてはですけど、こちらのほうは新図書館建設に向けての司書の配置、及び教育委員会の各出先機関がでございます。その各出先機関への正規職員配置を想定した2名の定数増とさせていただいております。

なお、令和5年度より職員の定年延長が段階的に行われるということにもなっておりますので、そのことも考慮しながら、引き続き定数につきましては見直しをしていきたいと考えております。以上でございます。

10番（森正彦君）

町の事業推進のためにどの課にどれぐらいのボリュームがあり、そのための人員はどれだけ必要かということだと思っております。職員の就労状況は育児休業や病休等で10人が就労できてない状況であり、その中で道の駅や新文化拠点の大型事業も控え、さらに、新型コロナ対策もあり、職員は大変厳しい状況であると思えます。

私は9月定例会で定数増を提案していましたが、今回のこの定数増の条例には賛成ですが、この程度の定数増でよいのか疑問が残ります。休業分の補充にも足りない。それで質の高い前向きな仕事が

できていくのだろうか」と懸念するわけであります。そのあたりはどう考えているのでしょうか。町長にお伺いします。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。

今回の職員定数増につきましては、先ほど、総務課長のほうが説明がありましたが、育児休業等の休職数の相当分の増などとしております。この定数増のみをもってですね、目に見えて現在を上回る質の高い仕事を職員に期待するのは、実際のところなかなか厳しいかと感じております。しかしながら、私たち行政職員もただ漫然と業務を行っていただくではなくてですね、個々の業務について常に自分事と捉えて改革の意識が、改革の意識付けが必要だと考えております。職員自身も業務の見直し、効率化に取り組んでいただき、森議員のおっしゃる質の高い前向きな仕事の遂行、また、さらには町民の方々への質の高いサービスの提供につなげていきたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

10 番（森正彦君）

質の高い業務を遂行ということですよ。

トップダウンからボトムアップの町政へということが聞こえてきたわけでありますが、町長はボトムアップの組織運営を目指しているようであります。で、ボトムアップとは下から上に向かって伝達をする手法で、現場に携わる担当者が提案や試算を行って提案し、上層部がこれをくみ上げて承認するといったものであると思います。このボトムアップの組織運営を行うには、ただ下の意見を聞くというだけではよい組織運営はできません。聞こえはよいですが、職員にとっては大変なことです。時代は常に変化します。その変化に対応しなければなりませんし、時代の先取りも必要です。そういった課題を解決していくには、職員は勉強していかなければなりません。多くの情報を得ながら知識を増やし、試算を行い提案をしていかなければならないからです。考えようによってはトップダウンのほうが楽かもしれません。何を言いたいかというと、この程度の職員増で職員が余裕を持って質の高い提案ができるようになるのでしょうかということですよ。町長、もう一度考えをお伺いします。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。

森議員の御質問にもありましたが、ボトムアップの組織運営を行

っていくには、職員が佐川町人材育成基本方針にも挙げております佐川町が目指すべき職員像である、自ら考え、行動できる職員、アイデアを形にする職員に近づいていくことが必要となってくると考えております。

課題に対しまして、自らが自分事として考え、行動していく職員になるべく、スキルアップが必要であります。また、先ほどの答弁もさせていただきましたが、今回の定数増によって、今回の定数増のみをもって職員が余裕をもって質の高い提案を行うようになることを期待するのも実際のところなかなか厳しいのではないかと考えておりますが、私のほうからあれをやれ、これをやれというようなことはしていきたくはないと考えております。必要に応じてそれは大事なことだと思っておりますが、長期的な視点になりますが、職員が今後ですね、長期的な視点になりますが、職員の人材育成をしっかりとやっていくことが今後重要となってくことは、ではないかと考えております。

現状としましては、人員に余裕がないため、人材育成に力を入れることができない状況ではあります。少しずつ業務改善を推進しながら新規採用者の育成や、職員研修等の充実を図り、職員のスキルアップを行っていく、それが将来的にボトムアップの組織運営に、また、職員の質の高い提案を可能にしていくのではないかと考えております。以上です。

10 番（森正彦君）

少しちょっと申し上げたいこともありますが、またにします。

あのですね、町長がやりたいこと、この方向に進めたい、あるいはこういう事業をしていきたいという場合はやっぱり町長が指示を出さないと前向いては進んでいかないというふうに思うわけでございます。職員、まあ、そういう意味ではなかったと思いますが、ただ、待ちでは駄目ではないかなと思いますが、はい。まあ。

で、私は 10 人ぐらいの増員は必要だと思います。まあ一気にとは、一気にとはこれはなかなかいかんと思います。財政の問題もあるし。とはいっても職員の負担軽減もしなければなりません。で、類似団体よりも職員は 30 人、30 人程度少ないということがデータではっきりしております。しかし、どの団体でも 30 人多くてもなかなか余裕をもってという職員数は確保してないと思います。そこは工夫をしてですね、職務の軽減を図ることを考えなければならない

のではないかと思います。先ほど町長も少し触れられておりましたが、職務の効率化、あるいはＩＴ化、そして外部への委託。

例えば、これは当たってるかどうか分かりませんが、業務の増加が著しい健康福祉課などですね、外部の、外部委託のできる事業はないのか検討してみることも大切ではないかと思います。そういった職務の効率化、改善の取り組みについて町長はどの様にお考えでしょうか。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。

森議員のおっしゃるとおり、業務の効率化、改善につきましては定数増員とあわせて推進していかなければならないと考えております。

まずは、職員一人一人が自分の業務の中で改善できる点がないかを確認し、その次に改善手段を考えていく。改善するための手段としてＩＣＴ技術を効率的に活用できるのであれば活用し、事務の軽減化を図ることは重要なことだと考えております。ただ、ＩＣＴ技術の活用につきましては、専門的知識などを伴うため、きちんとした推進体制、また、人材確保が課題だと感じております。

また、業務の外部委託につきましても、費用対効果を考慮したうえで外部委託が望ましいものであればしっかりと検討し、調査を行い協議していきたいと考えております。

森議員の言うように、30人一気に職員を増やすことは人口減少も考えた場合ですね、それから財政面も考えた場合、今の段階ではこの今回提案させていただいております増員でお願いをしたいと思っております。以上です。

10番（森正彦君）

今回の提案は賛成します。私は30人じゃなくて今言ったのは10人くらいは必要ではないかと申し上げたところでございます。まあ、事務の軽減にＩＣＴ化、そのあたりの投資をやっぱり先をみて考え、実施していくべきではないかと思います。

今回、定員増で増加、増員するわけですが、どの程度、どの課への程度配分するか聞きたいところですが、おおよその予測はつきますし、あまり立ち入らないほうがよいと思いますので控えます。

で、職員の採用についてはですね、やはり優秀な、やる気のある、

タフな、タフな職員を採用する必要があると思います。それには県内の学校へのアプローチも必要だと思いますが、いかがでしょうか。
総務課長（麻田正志君）

少し実務的な職員採用の話になりますので、私のほうから答弁のほうをさせていただきます。

ここ数年ではありますけれど、採用試験を行う際には募集するその職種に応じまして、県内の専門学校、大学へは募集案内のほうを送付をさせていただいております。また、地元の高等学校であります佐川高校へは採用試験実施の都度、募集案内を持参のほうさせていただいております。

昨年度でありますけれど、昨年度の専門職種の採用試験では県内だけではなくて、中国、中四国の関係する大学にも案内を送付し、できる限りのアプローチのほうは行っているというふうに考えております。ほかにも、公務員募集のホームページへの掲載とか、数年前ではございますけれど、町長のほうが直接高知大学とか高知県立大学へ赴いていただいて、募集案内を行ったということもございます。

近年でありますけれど、どこの市町村も公務員の受験者のほうが減少しておるという状況であります。各自治体においてはその試験内容でありますとか、そういう手法を変えるなどして受験者が増えるようないろんな努力を行っております。けれど、やはり以前と比べて、受験者を確保するのがなかなか難しくなっているというような状況ではあります。しかし、やはり、多くの受験者の皆様を確保するということはよりよい人材を採用するのに有効な手段というふうに考えておりますので、今後も引き続き関連する学校への案内のほうは継続して実施していきたいと考えております。以上でございます。

10 番（森正彦君）

優秀な職員の採用に努力する事が必要であると思います。

行政の仕事は大変やりがいのあるよい職業だと私は思います。意欲をもって取り組めば、職員自身の人生も豊かになると思います。質問をまとめると、今回の定数増には賛成する。しかし、それでは前向きな事業推進を行うには足りないと思うと、状況を分析し、もっと増やすべきだと。職務遂行の効率化を重要課題として取り組むべきだと。で、優秀な職員の確保に努力すべきということです。

重複しますが、最後にまとめて、町長、お答えをお願いしたいと思います。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。

森議員のおっしゃいますとおり、行政の仕事は住民の皆さんが佐川町に生まれてよかった。また、住んでよかったと思っていただけるような、よりよいまちづくりを自らの手で進めていくことができる、本当にやりがいのある仕事であると考えております。私も職員時代にそう考えておりました。その仕事に取り組んで行くには、やはり全ての職員が持てる力を十分に発揮し、力を合わせて取り組んで行く必要があります。私は、全職員でしっかりと協力をして取り組めば、絶対大丈夫だと思っております。負担はかかりますが、みんなで協力して頑張っていきたいとも思っております。

今回、育児休業等による人員不足を軽減するため、職員定数増の条例改正を提出させていただいておりますが、この定数増だけで今回もよいのかなどは、業務量や令和5年度から職員の定年延長も考慮しながら検討していきたいと考えております。その際には、業務の効率化等も合わせて取り組みを、取り組んでいきたいと思っております。また、今後の職員採用にあたりましては、自ら考え、自ら行動することができる主体性をもった職員を採用するように引き続き努めてまいります。今後とも、森議員におかれましては職員に温かく御指導、御協力をお願いできればと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

10 番（森正彦君）

はい。温かく、頑張りたいと思いますが、まあ、ありがとうございました。なお、財源のことはお聞きしませんでした。これはもうやりくりしかない。まあ、ほかの類似団体でもやっている20人、30人多くてもやっておるわけですので、まあ、できると思います。なんと言っても職員の皆さんが命です。町長が言われるとおり、みんなで頑張って、力を合わせて厳しいでしょうがよい佐川町をつくっていただきたいと思います。どうかよろしくお願いします。

次に、佐川町史の編纂について伺います。

今年の6月定例会でも質問をしていますが、今回もお聞きする理由は、今回お聞きする理由はとにかく早く取り組むべきだということ

とです。町の歴史に詳しい方はだんだん高齢化し、史実を御存じの方も少なくなってきました。資料収集が困難になってきていると思います。どんな内容にするのか、どんな体制でやるのか、編纂には時間がかかりますので、来年度からでも編纂委員会を立ち上げるべきだと思いますが、そして、あわせてわが町の人々の編纂もすべきだと思いますが、いかがでしょうか。町長にお伺いします。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。

前回、作成しました町史につきましては、町政 80 周年のときに発行しております。約 40 年が経過しておりますので、少しでも早い時期に町史編纂の作業に取りかかる必要があると考えております。また、編纂には 5 年から 6 年ほどかかると聞いております。そして、この件につきましては、森議員のほかにも、以前、議長であります西森議員からも質問があったことは承知をしております。また、文化財保護審議委員会の委員の方々からも史実を知っている人がいるうちにと、資料を、資料が散逸しないようにできるだけ早く取りかかってほしいという話を聞いております。

佐川町の歴史を後世に伝えるためには、現在の町政を預かる私の義務と責任でありますので、編纂委員会の構成メンバー選任など、協議検討をしながら、町政執行 130 年の 2030 年の記念に発行したいと考えております。また、編纂につきましては、わが町の人々ともあわせて編纂するようにしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

10 番（森正彦君）

はい。本当にこの編纂には時間がかかります。で、まあ、いつ出すかいうのも十分検討せないかんし、とにかく時間がかかるということを前提に早く取り組むと。内容についても皆さんで、知識のある人で検討していただいてですね、今までどおりのもの、さらには今に合ったようなもの、そういうものも皆さんで検討していただいたらと思いますので、とにかく早くということでございます。早く取り組むということでございますので、安心しました。どうか、よろしくお願いします。

以上で、この定例会の私の質問を全て終了させていただきます。

丁寧な御答弁、どうもありがとうございました。

議長（西森勝仁君）

以上で、10 番、森正彦君の一般質問を終わります。
休憩します。

休憩 午後 4 時 41 分

再開 午後 4 時 42 分

議長（西森勝仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

次の会議を 7 日の午前 9 時とします。

本日はこれで延会します。

延会 午後 4 時 43 分